

1

2

3

4

5

6 特定鳥獣保護・管理計画作成のための
7 ガイドライン（クマ編）
8 令和7年度版（案）

9

10

11

12

13

14

15 2026（令和8）年〇月

16

17 環境省

18

19

目次

1	I.	はじめに	1
2	1.	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景及び目的	1
3	(1)	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景	1
4	(2)	特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の目的	4
5	II.	クマの保護・管理の現状	6
6	1.	クマの第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況	6
7	2.	クマの現状	7
8	(1)	生息状況	7
9	(2)	出没状況	10
10	(3)	被害状況	12
11	(4)	捕獲動向	15
12	III.	クマの保護・管理の基本事項	19
13	1.	クマの保護・管理の目的	19
14	2.	クマの保護・管理の基本的な考え方	19
15	(1)	広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準	19
16	(2)	ゾーニング管理	25
17	(3)	基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）	28
18	(4)	出没対応	31
19	(5)	普及啓発	39
20	(6)	順応的管理のためのモニタリング	39
21	IV.	特定計画の運用	40
22	(1)	クマの保護・管理の階層	40
23	(2)	広域的な保護・管理の運用	44
24	(3)	特定計画の運用のポイント	45
25	V.	特定計画の記載項目	52
26	VI.	参考文献・資料	59
27			
28			
29			

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

1 I. はじめに

2 1. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景及び目的

3 (1) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の背景

4 1990 年代以降、1999（平成 11）年に特定鳥獣保護管理計画の制度が始まるなど、保護・管理
5 の取組が進み、多くの地域でヒグマ及びツキノワグマ（以下、「クマ」という。）の個体群の回
6 復がみられた。ただし、九州地方のツキノワグマは 1941 年の宮崎県笠松山での狩猟捕獲を最後
7 に 2012（平成 24）年度に絶滅と判断されたほか、四国山地のツキノワグマは、絶滅の危険性が
8 高い状況が依然続いている。

9 他方で、分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数及び捕獲数の
10 増加、人身被害の発生がみられており、特に 2023（令和 5）年度においては秋田県や岩手県を
11 中心に市街地等²への出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録した。これらの状況を受け、
12 2024（令和 6）年 2 月のクマ保護及び管理に関する検討会では、「クマによる被害の防止に向け
13 た対策方針」（以下、「対策方針」とする。図 I-1）が示された。本対策方針の中では、市街地
14 等や農地へのクマの出没防止や出没時の対応体制の強化とともに、クマの指定管理鳥獣への指
15 定が提案された。これを受け 2024（令和 6）年 4 月に環境省・農林水産省・林野庁・国土交通
16 省・警察庁が「クマ被害対策施策パッケージ」において今後のクマの保護管理の方向性を示す
17 とともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」と
18 する。）施行規則の一部を改正する省令により、クマ（ツキノワグマについては、徳島県、香川
19 県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）が指定管理鳥獣に指定された。また、2025（令
20 和 7）年時点で、ヒグマでは市街地中心部まで出没する個体や市街地等の周辺部に定着する個
21 体が確認されるなど、これまでと異なり市街地等を避けずに行動する個体が各地で多数確認さ
22 れた。ツキノワグマでは集落周辺への分布域の拡大、集落周辺を利用する頻度の高い個体や集
23 落へ侵入する個体の増加が確認されており、クマの個体数の増加や分布域の拡大に伴う新たな
24 問題が生じている。鳥獣保護管理法では、従来、住居集合地域等³において銃器を使用した鳥獣
25 の捕獲等（銃猟）を禁じており、市街地等においてクマが出没した場合は、基本的に鳥獣保護
26 管理法に基づく銃猟による捕獲以外の方法で対処してきたが、クマ等の危険鳥獣が人の日常生活
27 圈⁴に出没した際に、的確かつ迅速に対応できるようにするために、2025（令和 7）年 4 月に「鳥
28 獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、緊急銃

¹ 鳥獣保護管理法では、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、鳥獣の生息数を適正な水準に増加又は維持、若しくは生息地を適正な範囲に拡大又は維持することを「保護」とし、鳥獣の生息数を適正な水準に減少、若しくは生息地を適正な範囲に縮小させることを「管理」としている。

² 市街地や集落など人の居住地の一般用語として用いる。（鳥獣保護管理法における住居集合地域等や人の日常生活圏とは異なる概念となる。）

³ 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項で示す住居集合地域等であり、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す。

⁴ 鳥獣保護管理法第 34 条の 2 第 1 項で示す住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物などの緊急銃猟が実施可能な場所を指す。

1 猿制度が新たに創設された（2025（令和7）年9月施行）。

2 このように、2023（令和5）年度以降では、それまでと比較してクマを取り巻く状況に大きな変化が生じており、クマの対策として、放任果樹や未収穫作物等の誘引物の適切な管理を実施するとともに、個体数管理を含めた総合的な保護管理を推進することが対策方針において示された。

3 しかし、2025（令和7）年度には、東北地方を中心に再びクマが大量出没し、12月末時点で、許可捕獲数は過去最多の13,499頭となったほか、人身被害人数は236人（速報値）、死亡者人数は13人と2023（令和5）年度を超える大きな被害が発生した。これらの事態を受け、同年11月に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」を開催し、「クマ被害対策パッケージ」（図I-2）を決定した。同パッケージは、環境省・総務省・文部科学省・農林水産省・林野庁・国土交通省・観光庁・防衛省・警察庁が関わり作成されたもので、市街地等からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、クマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマとのすみ分けを実現するとしている。

4 一方で、従来の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（以下、「ガイドライン」とする。）では、個体群の状況に応じた個体群管理の方針に関する基準や被害状況を踏まえた目標設定の考え方については、ほとんど記載されていなかった。また、クマとのすみ分けを強化するためには、個体群管理と出没防止等の対策をより一層推進していくことが重要となる。

5 そこで、本ガイドラインでは、上記の状況に対応した記載を充実させることで、都道府県による効果的な鳥獣保護管理事業の推進を図ることとした。

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみ分けを図る。
- その実現に向け、「ゾーニング管理※1」、「広域的な管理※2」、「順応的な管理※3」の3つの管理を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣※に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策**が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、電気柵の設置、**追い払い**、山林、耕作放棄地、移動ルートの緑地の**刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用した出没情報の提供、モニタリング手法の開発**が必要。
- **過度な苦情への対応、四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

(第1回) 令和5年12月26日(火)

- ・クマ類の生息状況、被害状況等について
・ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

(第2回) 令和6年1月9日(火)

- ・ヒアリング（大日本獣友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ビッキオ）

・論点の整理

(第3回) 令和6年2月8日(木)

- ・「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

(検討委員) ※五十音順

- ・大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- ・小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- ・近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- ・佐藤 嘉和 駒澤大学農食環境学群 教授
- ・澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- ・山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- ・横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

指定管理鳥獣に関する取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- **指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の拡充**（クマ類の追加）

1

図 I-1 クマによる被害の防止に向けた対策方針のポイント

2

3

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る。**
- **人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する。**

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）
- 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施
(主な対象経費)・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用・ガバメントハンター人件費・クマ対策開発資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費・緩衝帯整備費・誘引物の撤去費・ICTを活用した出没対策費・人材育成のための研修費等
- 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻醉銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出没傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

図 I-2 クマ被害対策パッケージ（概要）

4

5

1 (2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン改定の目的

2 本ガイドラインは、近年のクマの分布域の拡大や個体数の増加等に伴う、市街地等での人身
3 被害等の人とクマの軋轢の増加を踏まえ、クマの個体群を管理する方法や市街地等へのクマの
4 出没に備えた対応の考え方を新たに整理する目的で改定を行った。今回の改定では、特定計画
5 を作成・運用する上で理解が必要なクマの保護・管理の基本的な考え方を示すとともに、個体
6 群管理及び鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項、クマとのすみ分け
7 を図るゾーニング管理の導入・運用、出没対応体制の構築に関する事項を中心に記載の充実を
8 図った。

9 なお、クマの保護・管理では、地域個体群を安定的に存続させることを前提として、人とク
10 マの軋轢の解消を目指すものである。クマの生息状況やクマを取り巻く情勢に変化が生じた場
11 合は、本ガイドラインを見直し保護・管理の方法も順応的に変えていく必要がある。本ガイド
12 ラインは、第14次鳥獣保護管理事業計画の概ね5年程度の期間を視野に入れた内容であり、最
13 新の知見等に基づいて本ガイドラインも隨時見直しが図られていくものである。

14

15

〈用語の整理〉

本ガイドラインで用いる用語については下記のとおり整理する。

- ①クマ：ヒグマ、ツキノワグマを指す。
- ②保護：鳥獣保護管理法第2条第2項に示す、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること」をいう。
- ③管理：鳥獣保護管理法第2条第3項に示す、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」をいう。
- ④捕獲等：鳥獣保護管理法第2条第8項に示す、捕獲又は殺傷をいう。
- ⑤市街地等：市街地や集落など人の居住地の一般用語として用いる。(鳥獣保護管理法における住居集合地域等や人の日常生活圏とは異なる概念となる。)なお、具体的に市街地のみを指す場合には、本ガイドラインにおいて単に「市街地」と記載する。(例：P27の「図III－2 ゾーン設定のイメージ図」の解説等)
- ⑥住居集合地域等：鳥獣保護管理法第38条第2項で示す住居集合地域等であり、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所を指す。
- ⑦人の日常生活圏：鳥獣保護管理法第34条の2第1項で示す住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物などの緊急銃猟が実施可能な場所を指す。
- ⑧個体数：ある特定の地域や空間に存在するクマの総数をいう。
- ⑨個体群、地域個体群：個体群はある一定の空間に生息する同種の集まりで、地域個体群はそのうち、遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団をいう。
- ⑩個体群管理：野生動物の個体数、分布、密度等を目的に合わせて調整することをいう。
- ⑪個体数管理：軋轢を低減させることと地域個体群の安定的な存続が可能となる個体数に調整することをいう。
- ⑫個体数推定：全数調査が難しい場合に統計的な手法を用いて、ある範囲に生息する動物の数を「近似値」として算出すること。
- ⑬個体数水準：クマの個体数をもとに、保護管理ユニットの状態を示す指標のこと
※本ガイドラインにおいて、個体数に関して論じる場合には、「個体数」を含む上記⑧、⑪、⑫、⑯の用語を用い、個体数だけでなく、分布、密度等の要素も合わせることで遺伝的特性等も考慮する場合に「個体群」を含む上記⑨、⑩の用語を用いる。
- ⑭許可捕獲：鳥獣保護管理法第9条に基づき、必要な許可を受けて行う捕獲等をいう。
- ⑮狩猟：鳥獣保護管理法第11条第1項第1号に示す捕獲等をいう。※本ガイドラインで用いる「狩猟」は、鳥獣保護管理法第2条第9項が示す「狩猟」とは異なる
- ⑯前ガイドライン：「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改定版」(2022年3月作成。)を指す。

1 II. クマの保護・管理の現状

2 1. クマの第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

3 国内には北海道にヒグマ、本州・四国の 36 都府県にツキノワグマが生息している。そのうち、
4 1 県（滋賀県）で第一種特定鳥獣保護計画（以下、「第一種保護計画」という。）が、25 道府県
5 で第二種特定鳥獣管理計画（以下、「第二種管理計画」という。）が作成されているほか、3 県
6 （山梨県、静岡県及び三重県）が新たに第二種管理計画を作成中である（表 II-1）。なお、九
7 州は 50 年以上確実な生息の記録が無かったため 2012（平成 24）年に絶滅と判断された。

8 2022（令和 4）年に改定された前ガイドライン以降では、福井県、京都府、鳥取県、島根県、
9 岡山県、広島県及び山口県が第一種保護計画から第二種管理計画に変更したほか、青森県、茨
10 城県、奈良県及び和歌山県が新たに第二種管理計画を作成した。

11

12 表 II-1 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

13 （2026（令和 8）年 2 月 13 日時点）※九州及び沖縄は除く。

都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更
北海道		○	
青森県		○	新規で作成
岩手県	○		
宮城県	○		
秋田県	○		
山形県	○		
福島県	○		
茨城県		○	新規で作成。ただし、クマの恒常的生息域ではない。
栃木県		○	
群馬県		○	
埼玉県			
千葉県	生息せず		
東京都			
神奈川県			
新潟県	○		
富山県	○		
石川県	○		
福井県		○	第一種から第二種に変更
山梨県		○	作成中
長野県		○	

14 ※作成中の計画も含む。

15

都道府県	第一種	第二種	前ガイドラインからの変更
岐阜県		○	
静岡県		○	作成中
愛知県			
三重県		○	作成中
滋賀県	○		
京都府		○	第一種から第二種に変更
大阪府	恒常的生息域ではない		
兵庫県		○	
奈良県		○	新規で作成
和歌山県		○	新規で作成
鳥取県		○	第一種から第二種に変更
島根県		○	第一種から第二種に変更
岡山県		○	第一種から第二種に変更
広島県		○	第一種から第二種に変更
山口県		○	第一種から第二種に変更
徳島県			
香川県	生息せず		
愛媛県	恒常的生息域ではない		
高知県			
合計	1	28*	

1 2. クマの現状

2 (1) 生息状況

3 1) 環境省レッドリストの掲載

4 国内のクマのうち、石狩西部及び天塩・増毛地方のエゾヒグマ、下北半島、紀伊半島、東中國地域、西中国地域、四国山地のツキノワグマが環境省のレッドリスト（2020）に「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」として掲載されている。なお、九州地方のツキノワグマはすでに絶滅したと考えられることから、2012（平成24）年に環境省のレッドリストから削除された。

5
6
7
8 四国山地のツキノワグマは、高知県では1986（昭和61）年以降、他の県では1994（平成6）年以降に狩猟による捕獲の禁止措置が取られているが、それ以降も個体数の回復は認められていない。四国山地においては、ツキノワグマ四国個体群の絶滅を回避し、保全していくことを目的として、2016（平成28）年度に関係機関により「ツキノワグマ四国個体群の保全に係る広域協議会」を設置し、2019（令和元）年度に「ツキノワグマ四国地域個体群広域保護指針」が策定された。2024（令和6）年度に四国森林管理局が実施した「はしづこプロジェクト」では、センサーカメラ調査によって最低26頭、親子4組が確認されている（四国森林管理局ら、四国山地におけるツキノワグマ生息調査の結果について～「はしづこプロジェクト2024」～。
9
10
11
12
13
14
15
16
17
<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/press/keikaku/250612.html>）。しかし、生息数や分布域は依然として限定的と考えられ、絶滅の危険性が極めて高い状況が続いている。

18
19 2) 分布状況

20 クマの全国的な分布に関する調査は、1980（昭和55）年度に第2回自然環境保全基礎調査、2003（平成15）年度に第6回自然環境保全基礎調査、2018（平成30）年度に中大型哺乳類分布調査が実施された（環境庁、1981、環境省自然環境局生物多様性センター、2004、環境省自然環境局生物多様性センター、2019）。これらの調査の結果、四国を除き全国的にクマの分布が拡大したことが明らかになった（図II-1）。さらに、都道府県における第一種保護計画及び第二種管理計画によると、2018（平成30）年度以降も継続して分布域が拡大する傾向がみられている。

21
22
23
24
25
26
27 対策方針によると、人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等に伴う、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、市街地等の周辺がクマに適した生息環境に変化しつつあることを背景に、クマの分布域が市街地等の人間の生活圏に隣接する状況がみられている。また、阿武隈山地や八溝山系などの新たにツキノワグマの生息が確認された地域での目撃情報の増加や、2021（令和3）年度、2023（令和5）年度及び2024（令和6）年度には伊豆半島においてツキノワグマが確認され、拡大傾向が継続している。

28
29
30
31
32
33
34
35 3) 推定個体数

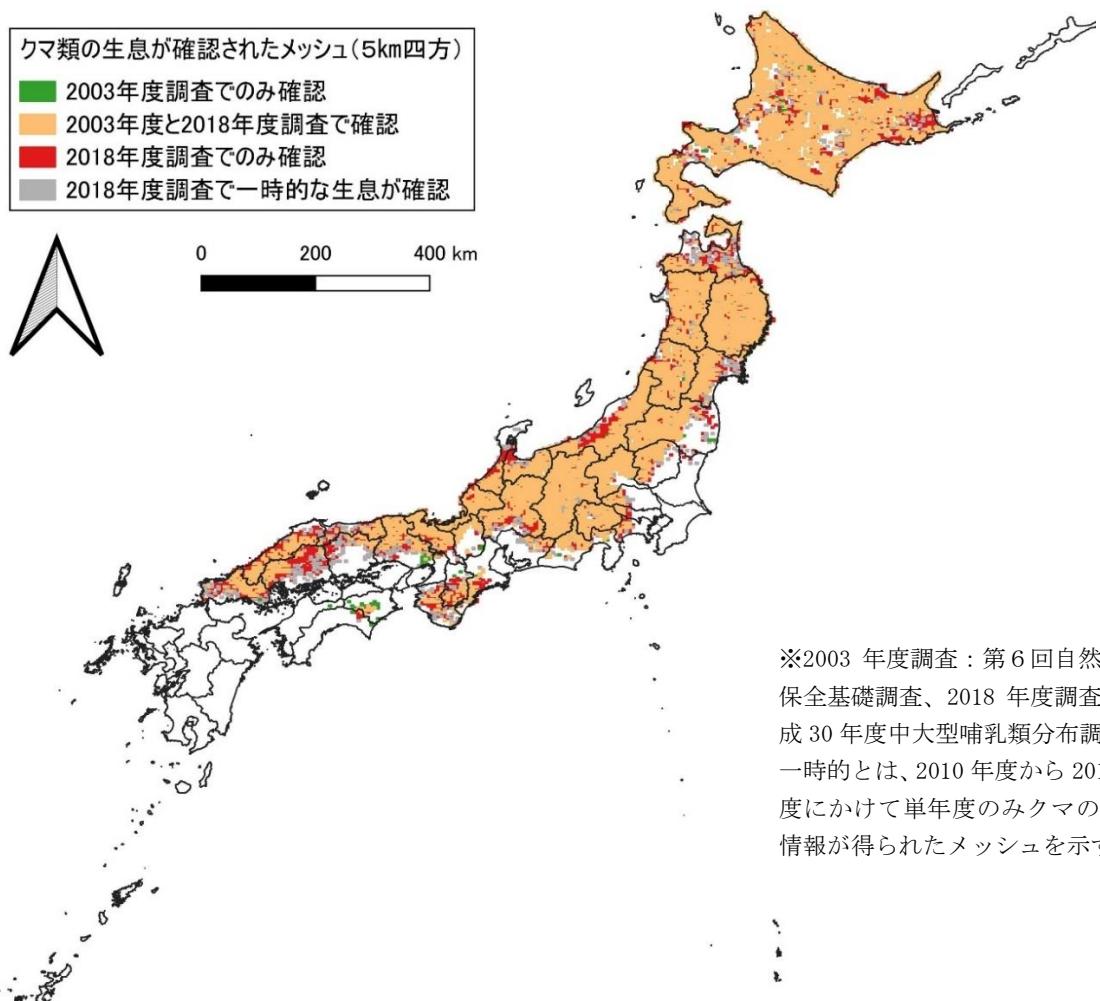
36 クマの特定計画等によると、18都道府県及び4つの地域個体群でクマの個体数推定が行われている（表II-2）。都道府県間または同一の都道府県においても、年度により個体数の推定方法が異なるため単純に比較できる値ではないが、ツキノワグマは東北、中部地方、北陸に多く生

息し個体数も増加の傾向がみられている。また、環境省のレッドリストでLPとして選定された西日本の多くの府県においても、過去と比較して個体数は増加傾向であると考えられる。

個体数の増加及び分布域が拡大した要因としては、

- ・ 個体群の回復を目的とした保護管理施策（1990年代以降に取り組まれた、狩猟の自粛や規制、放獣の推進、自然増加率を目安として捕獲数を設定してきたことなど）
- ・ 人口減少・高齢化による中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、人の生活圏周辺がクマの生息に適した環境に変化しつつあり、集落周辺への個体の定着が進んでいること

などがあげられる。なお、多くの道府県では特定計画の改定にあわせて、個体数推定のための生息調査が実施されている。ヘアトラップ法やカメラトラップ法を用いた生息調査では、クマの生息地である奥山等で調査が実施されているが、それらの調査地において生息密度が減少する傾向は示されていない。



13

14

図 II-1 クマの分布状況

15 「平成 30 年度(2018 年度)中大型哺乳類分布調査」調査報告書(環境省自然環境局生物多様性センター, 2019)

16 より作成。

表Ⅱ-2 都道府県のクマ推定個体数の推移

都道府県別クマの推定個体数

令和8年2月時点

都道府県	推定個体数及び調査(又は特定計画での公表)年度 ^{※1}		
	最新のデータ ^{※2}	2010年代のデータ ^{※2}	2010年以前のデータ ^{※2}
北海道	11,600 2023	10,800 2014	5,400 1991
青森県	1,614 2022	1,181 2019	- -
岩手県	3,700 2020	3,400 2017	1,100 2006
宮城県	3,147 2020	1,669 2014	633 2008
秋田県	2,900 2024	1,429 2017	1,052 2010
山形県	2,300 2021	2,600 2016	1,500 2007
福島県	5,576 2020	2,970 2015	- -
茨城県 ^{※3}	- -	- -	- -
栃木県	961 2024	461 2014	338 2004
群馬県	2,022 2020	1,082 2012	- -
埼玉県 ^{※3}	- -	- -	- -
東京都 ^{※3}	- -	- -	- -
神奈川県 ^{※3}	- -	- -	- -
新潟県	1,118 2023	1,574 2017	1,080 2010
富山県	1,449 2024	1,290 2017	740 2008
石川県	1,201 2021	1,052 2017	560 1995
福井県	1,217 2024	950 2016	850 2009
山梨県	527 2020	723 2012	400 2000
長野県	7,270 2020	3,940 2015	2,770 2007
岐阜県	3,717 2022	2,904 2016	1,519 2006
静岡県	543 2024	- -	- -
愛知県 ^{※3}	- -	- -	- -
滋賀県	316 2023	296 2012	- -
京都府	1,639 2020	1,278 2015	300 2005
大阪府 ^{※3}	- -	- -	- -
北近畿(東部) (福井県・滋賀県・京都府)	1,166 2024	- -	- -
北近畿(西部) (京都府・兵庫県)	762 2021	- -	- -
東中国地域個体群 (兵庫県・鳥取県・岡山県)	763 2024	- -	- -
西中国地域個体群 (島根県・広島県・山口県)	1,307 2020	850 2015	480 1999
紀伊半島地域個体群 (奈良県・和歌山県・三重県)	467 2024	- -	180 1998
四国地域個体群 (徳島県・高知県)	26 2024	- -	- -

※1 上段:推定個体数(中央値、平均値、上限値と下限値の中間値などその他の値)、下段:調査年度又は特定計画での公表年度。

※2 同じ都道府県であっても個体数の推定方法が年度によって異なるため個体数の単純比較は出来ない点に注意する。

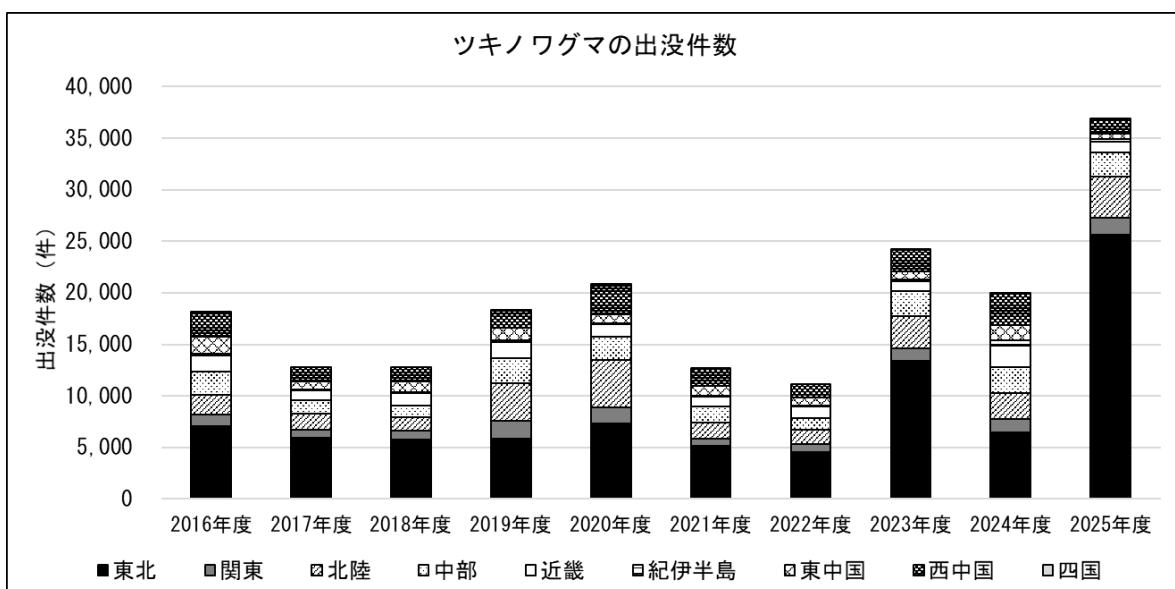
※3 特定計画が未策定などでツキノワグマの推定個体数を非公表または個体数に関するデータがない都府県。

1 (2) 出没状況

2 2016（平成28）年度から2025（令和7）年11月末時点にかけてのツキノワグマの出没件数
3 は、東北、北陸、西中国、中部、近畿、関東、東中国、紀伊半島、四国の順に多い（図II-2）。
4 ただし、出没件数は都府県によって集計方法が異なること、クマに対する社会的な関心の高さ
5 に応じて報告される件数に違いが出ること、各地方で集計に用いる都道府県の数が異なること
6 から、参考値として取り扱う必要がある。なお、ヒグマは2016（平成28）年度以降の出没件数
7 が未公表であることからここでは省いた。

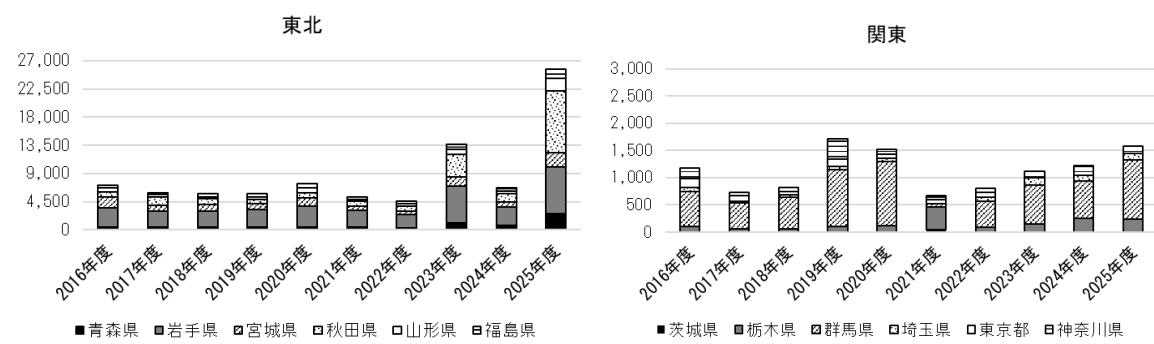
8 ツキノワグマの出没件数は、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年
9 度、2025（令和7）年度に多い傾向あり、さらに中部地方以西では2024（令和6）年度も高い
10 値を示している（図II-3）。2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度は北陸を中心に、2023
11 （令和5）年度及び2025（令和7）年度は東北を中心にブナ科堅果類が凶作であったことから、
12 秋季を中心に多くの出没がみられた。特に2025（令和7）年度は、東北地方を中心に、過去最
13 高だった2023（令和3）年度をさらに上回る出没件数となった。

14

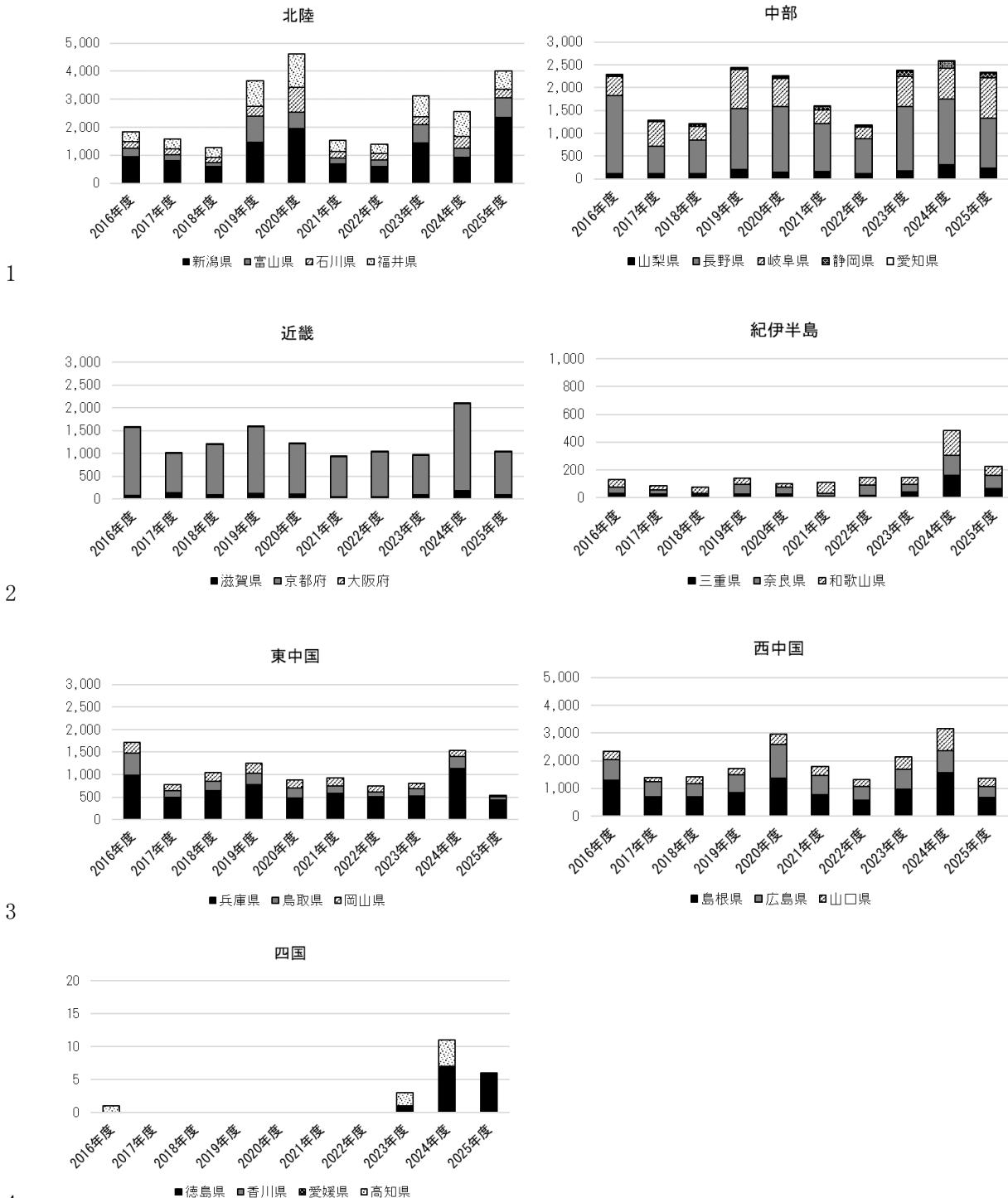


16 図II-2 全国のツキノワグマの出没件数の推移

17 (2025（令和7）年11月末までの速報値)



18



1 (3) 被害状況

2 クマによる農作物被害面積及び金額は、ニホンジカ及びイノシシ等の他の野生鳥獣と比べて
3 低い値である。一方で、人身被害が発生するリスクは他の野生鳥獣と比べて高く、人身被害が
4 発生した場合は、死亡事故等の重大な事故につながる可能性がある。

5

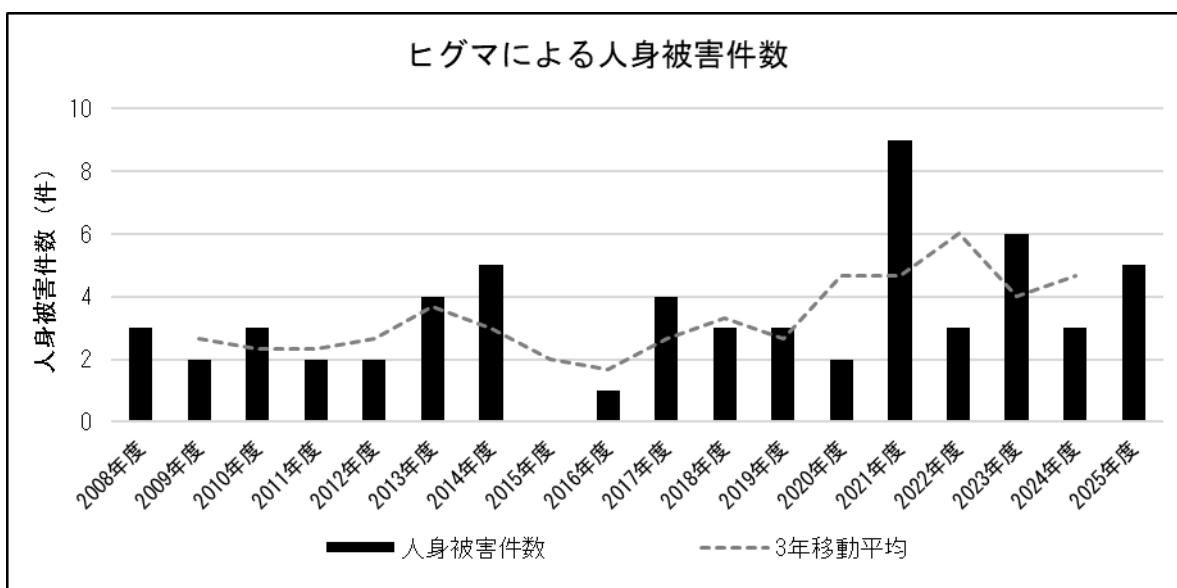
6 1) 人身被害

7 2008（平成20）年度から2020（令和2）年度にかけて、ヒグマによる人身被害件数は年間5
8 件以内で推移していたが、2021（令和3）年度には札幌市市街地にヒグマが出没するなどによ
9 り、過去最多である9件の人身被害が発生している（図II-4）。また、ヒグマによる人身被害
10 件数の3年移動平均（例：2009年度であれば、2008年度・2009年度・2010年度の3年間の人
11 身被害件数の平均値）は、横ばいまたは増加の傾向とみられた。

12 ツキノワグマによる人身被害件数は、2010（平成22）年度、2019（令和元）年度、2020（令
13 和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）年度（11月末時点の速報値）に多く発生し
14 ており、2023（令和5）年度は東北地方を中心に過去最多の人身被害を記録し、さらに2025（令
15 和7）年度はそれを上回る人身被害が発生した（図II-5）。また、ツキノワグマによる人身被
16 害件数の3年移動平均は緩やかに増加する傾向がみられている。

17 2016（平成28）年度から2025（令和7）年11月末の10年間にかけての各地方におけるツキ
18 ノワグマによる人身被害件数は明確な増加傾向はみられないものの、出没件数の多い2016（平
19 成28）年度、2019（令和元）年度、2020（令和2）年度、2023（令和5）年度、2025（令和7）
20 年度は突出して多くの人身被害が発生している（図II-6）。さらに、東北地方で発生する近年
21 の人身被害は、クマの生息地である山林内よりも市街地等での発生が増加している傾向も確認
22 されており、人家等への侵入や人家の敷地内での人身被害が発生するなど深刻な状況である。

23



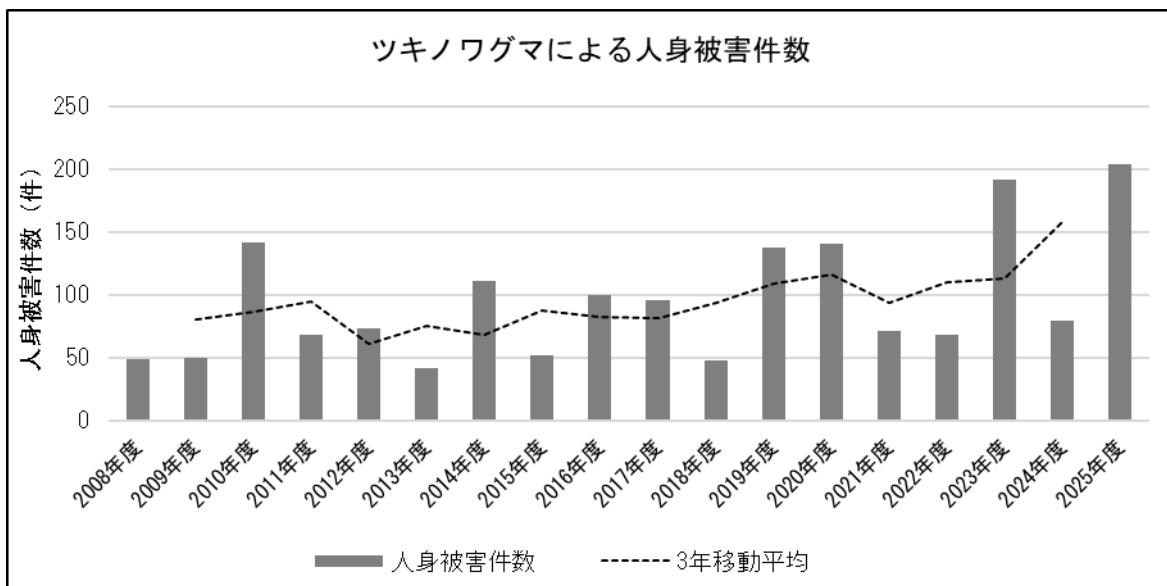
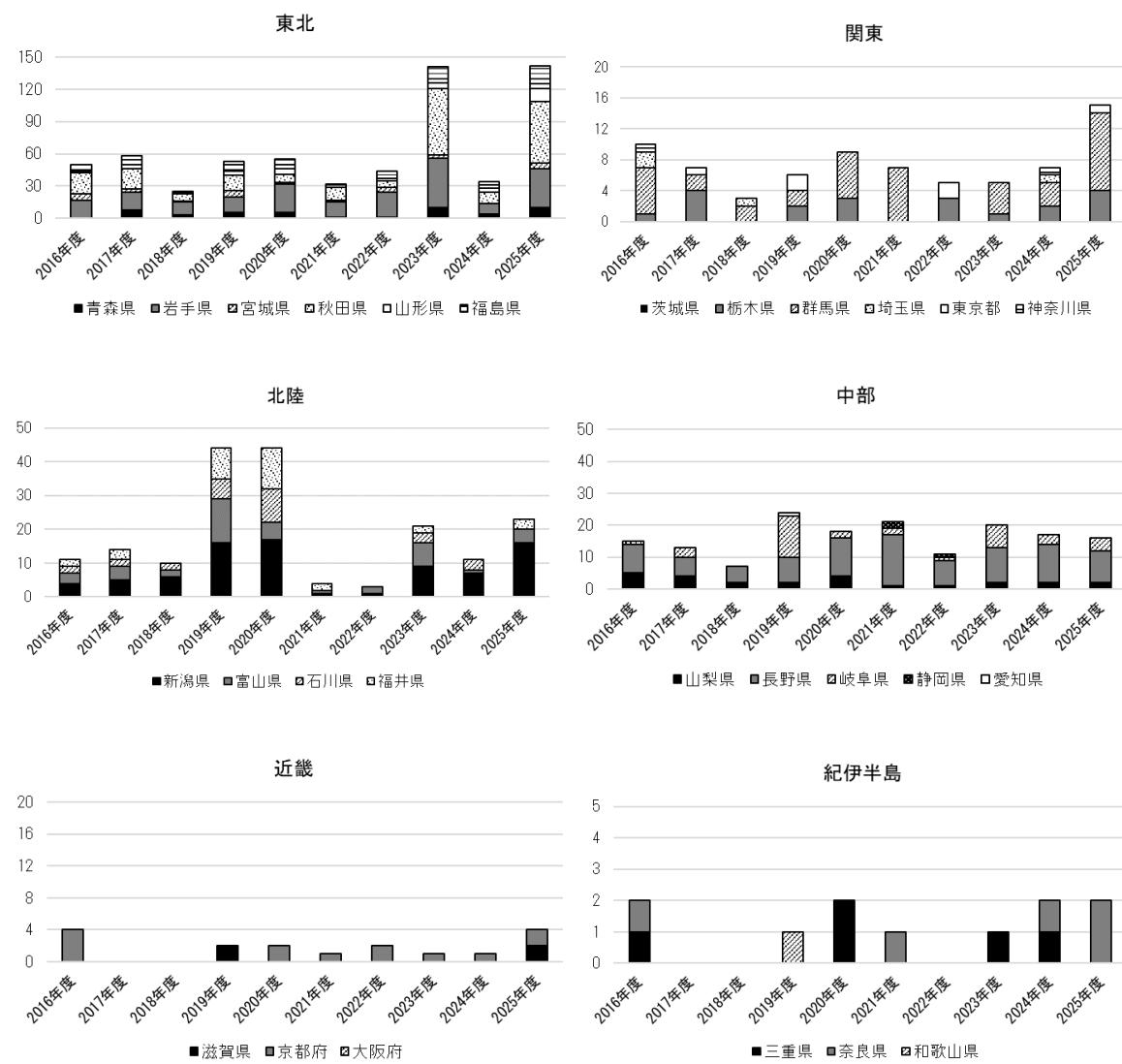


図 II-5 ツキノワグマによる人身被害件数の推移

(2025(令和7)年11月末までの速報値)



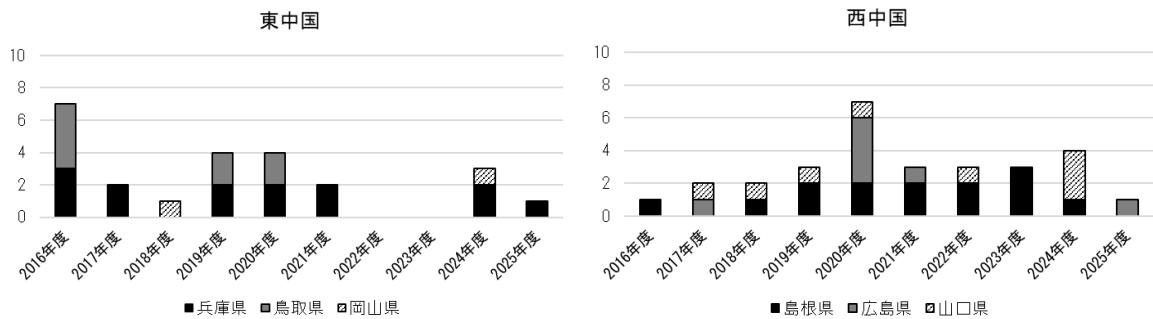


図 II-6 ツキノワグマによる人身被害件数の推移（地方別）

※グラフの縦軸は人身被害件数（件）。環境省資料より作成（2025（令和7）年11月末までの速報値）

2) 農林業被害

クマによる農作物被害は、野生鳥獣による被害全体の中で、被害面積が1～3%程度、被害金額が2～5%程度である。2011（平成23）年度以降は、被害面積及び金額とともに概ね横ばいと推移していたものの、2023（令和5）年度は被害金額が増加を示した（図II-7）。

クマによる森林被害は、主にツキノワグマによる壮齢木の樹皮を歯や爪で剥ぐ「クマ剥ぎ」が報告されている。クマによる森林被害面積の割合は野生鳥獣全体による被害の10%程度である。クマによる森林被害面積は、2011（平成23）年度以降は減少し、近年は概ね横ばいの傾向を示している（図II-8）。クマによる森林被害は、東北、関東、北陸、中部などの東日本を中心発生しているほか、近畿及び紀伊半島などの西日本でも報告されている。

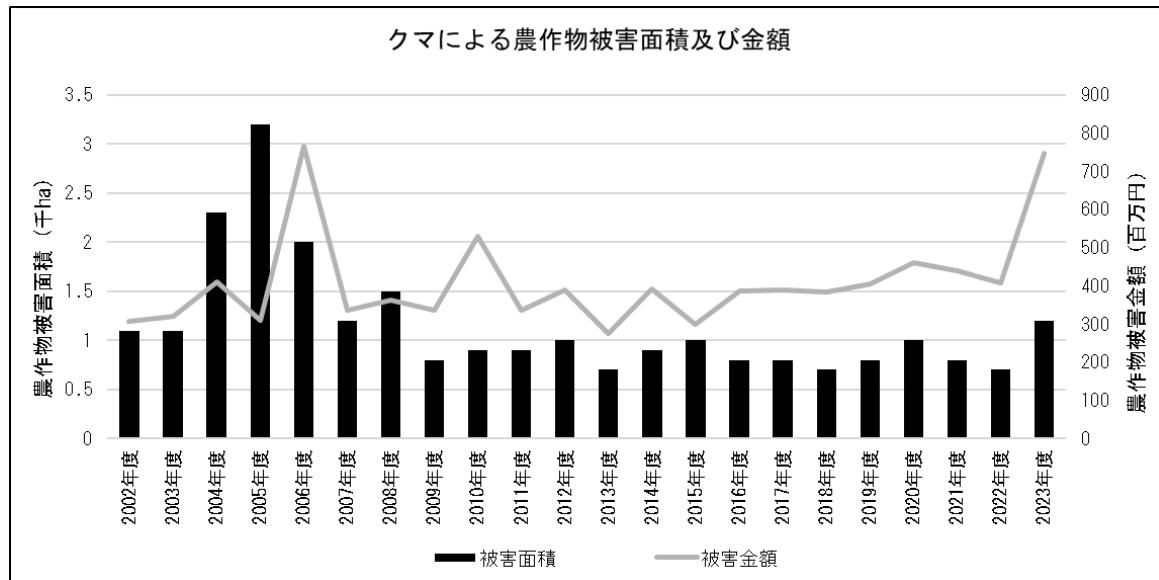


図 II-7 クマによる農作物被害面積及び金額

農林水産省 HP データより作成

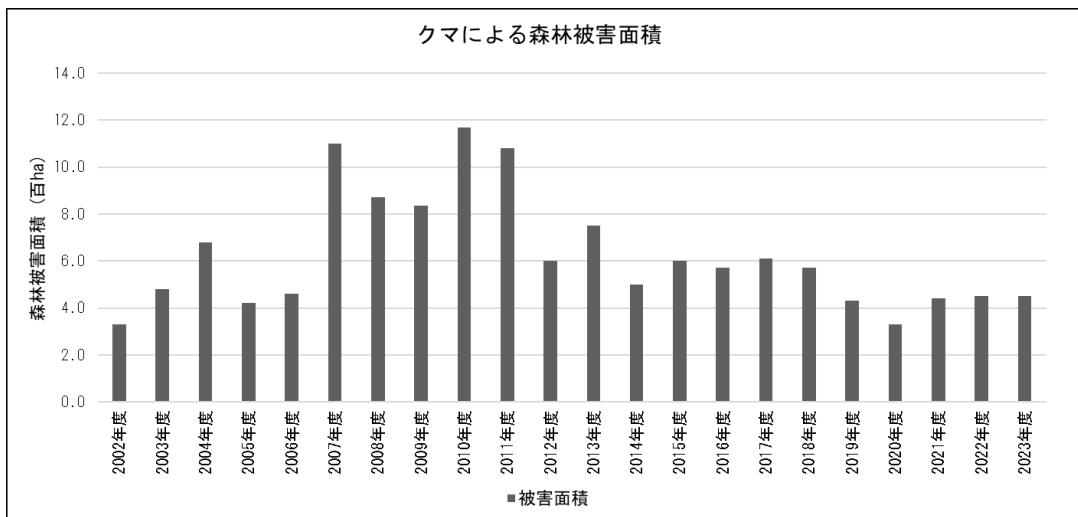


図 II-8 クマによる森林被害面積

農林水産省 HP データより作成

(4) 捕獲動向

1) クマの捕獲

クマの捕獲は、狩猟による捕獲に加え、許可捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業が行われている。許可捕獲では、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲（以下「被害防止捕獲」という。）に加え、第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的での捕獲、鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的での捕獲、傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的での捕獲、第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的での捕獲（以下「数の調整捕獲」という。）等が含まれる。また、2024（令和6）年からヒグマ及びツキノワグマ個体群（四国を除く）が指定管理鳥獣に指定され、指定管理鳥獣捕獲等事業が実施できることとなった。

なお、クマの狩猟においてわなを使用することは、大量捕獲を招くおそれがあることから、環境省ではこれを禁止している。さらに、紀伊半島地域個体群の三重県・奈良県・和歌山県、西中国地域個体群の島根県・広島県・山口県、四国山地個体群の徳島県・愛媛県・高知県及び香川県においては、ツキノワグマの狩猟による捕獲を禁止している。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（抜粋）

※2025（令和7）年9月1日時点

第十条 法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
Ursus thibetanus (ツキノワグマ)	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域	令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで

1 2) 捕獲数

2 ヒグマ及びツキノワグマとともに、捕獲数の多くは許可捕獲が占めている(図II-9、図II-10)。
3 ヒグマでは、1994(平成6)年度から2022(令和4)年度にかけて捕獲数が増加しており、2021
4 (令和3)年度には初めて1,000頭を超えたほか、2023(令和5)年度は過去に例のない1,804
5 頭となった。ヒグマの許可捕獲による捕獲数は1994(平成6)年度以降は継続して増加傾向で
6 ある一方で、狩猟による捕獲数は2002(平成14)年度以降は減少の傾向を示している。
7 ツキノワグマの捕獲数は、2006(平成18)年度に多数が捕獲されて以降は、2010(平成22)
8 年度から隔年で増減を繰り返した後、2016(平成28)年度からは3年移動平均で増加を示して
9 いる。狩猟による捕獲数は1994(平成6)年度以降、ゆるやかな減少傾向である。

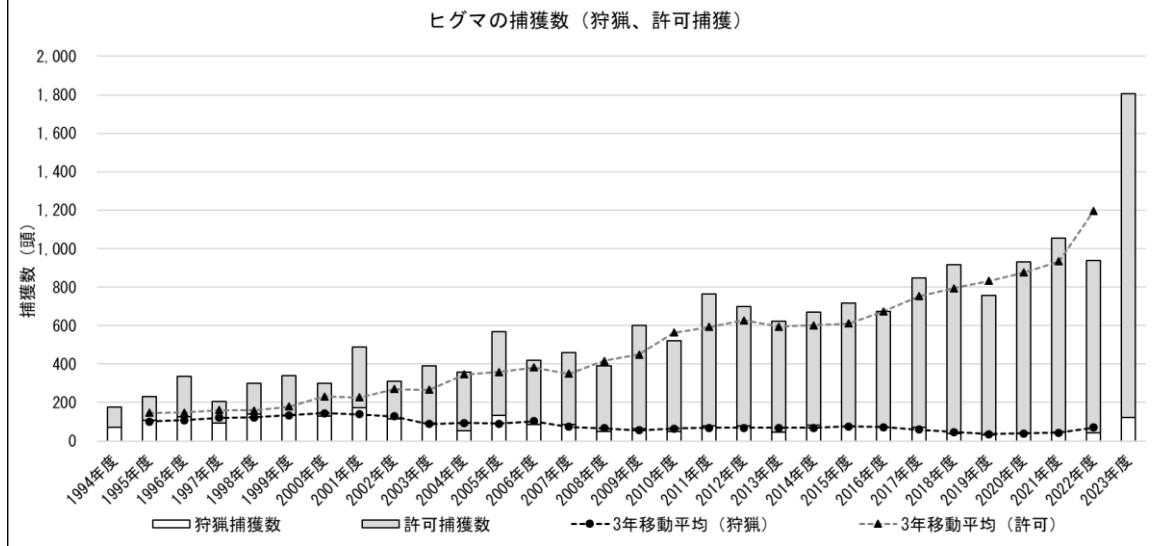


図 II-9 ヒグマの捕獲数

鳥獣関係統計及び北海道ヒグマ管理計画（第2期）より作成

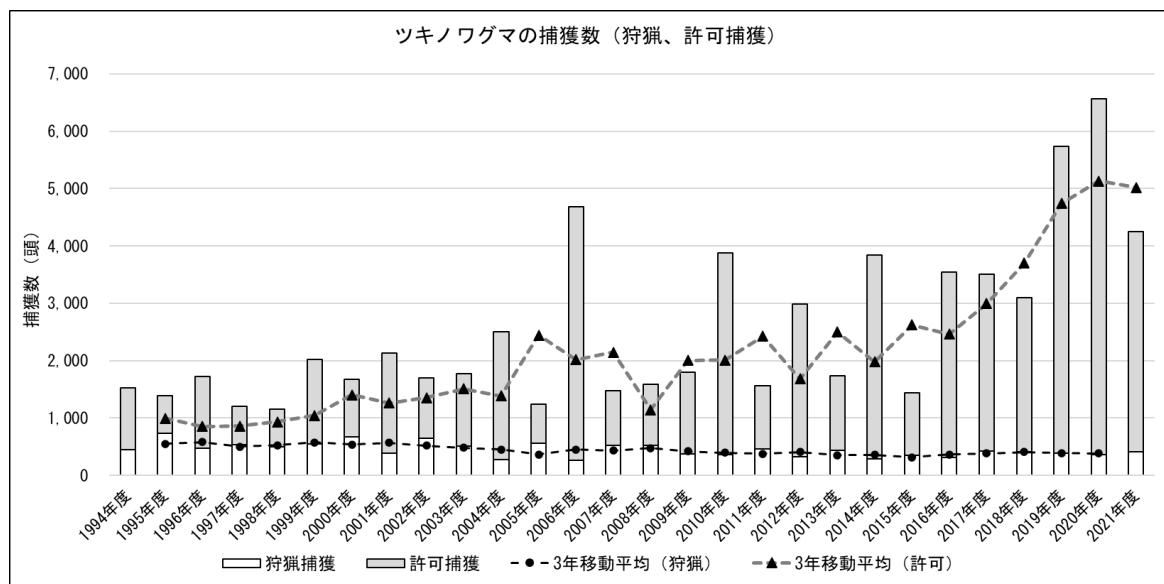


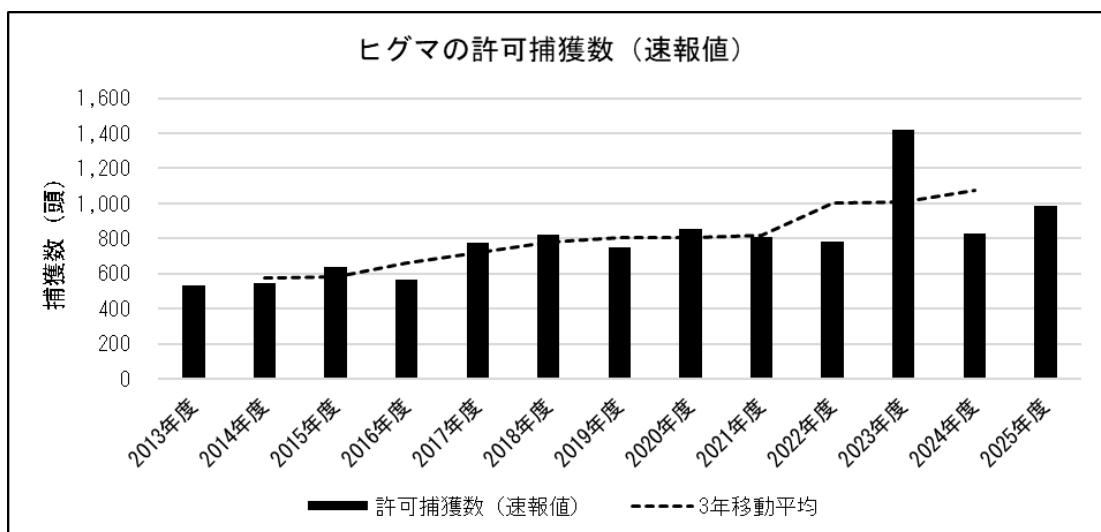
図 II-10 ツキノワグマの捕獲数

鳥獣関係統計より作成

1 3) 許可捕獲数（速報値）

2 ヒグマ及びツキノワグマともに許可捕獲数は増加傾向であり、ヒグマでは2023（令和5）年度、ツキノワグマでは2025（令和7）年度が最多であった（図II-11及び図II-12）。ツキノワグマの許可捕獲を地方別にみると、関東では2014（平成26）年度及び2016（平成28）年度、中部では2014（平成26）年度、それ以外の地方では2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度に許可捕獲数の大きなピークがあり、その後2023（令和5）年度又は2024（令和6）年度に再び許可捕獲数が増加している（図II-13）。特に、東北地方では、人身被害件数がこれまでの最多を記録した2023（令和5）年度及び2025（令和7）年度は、許可捕獲数も両年度でそれまでの最多を記録している。いずれの地方においても、ツキノワグマでは、許可捕獲により大量に捕獲された翌年以降の数年間は許可捕獲数が下がるもの、数年後に再び多くの許可捕獲が実施されるという状況がみられている（図II-13）。

12



図II-11 ヒグマの許可捕獲数

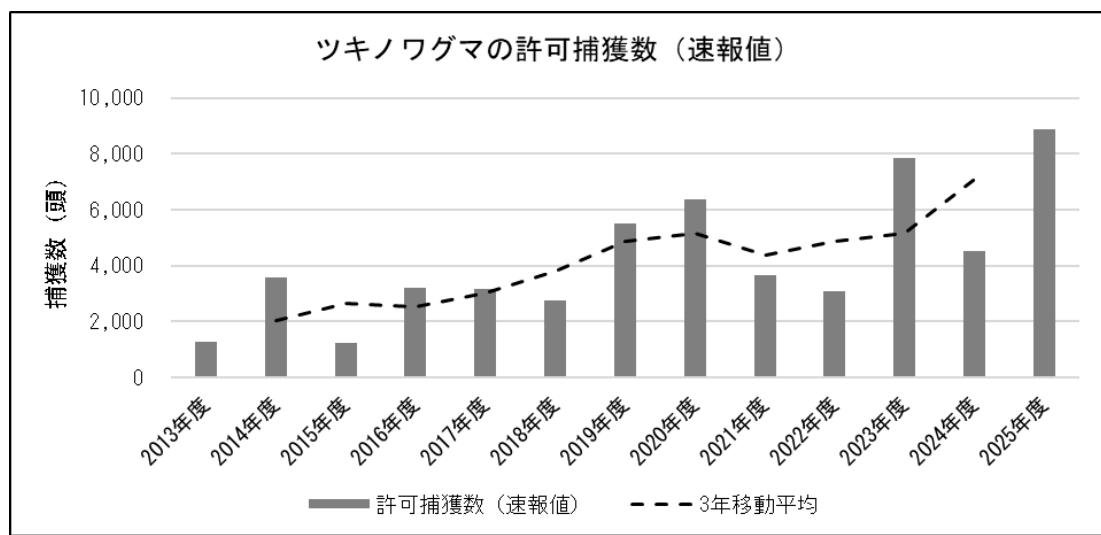
環境省資料より作成（2025（令和7）年11月末まで速報値）

13

14

15

16



図II-12 ツキノワグマの許可捕獲数

環境省資料より作成（2025（令和7）年11月末までの速報値）

17

18

19

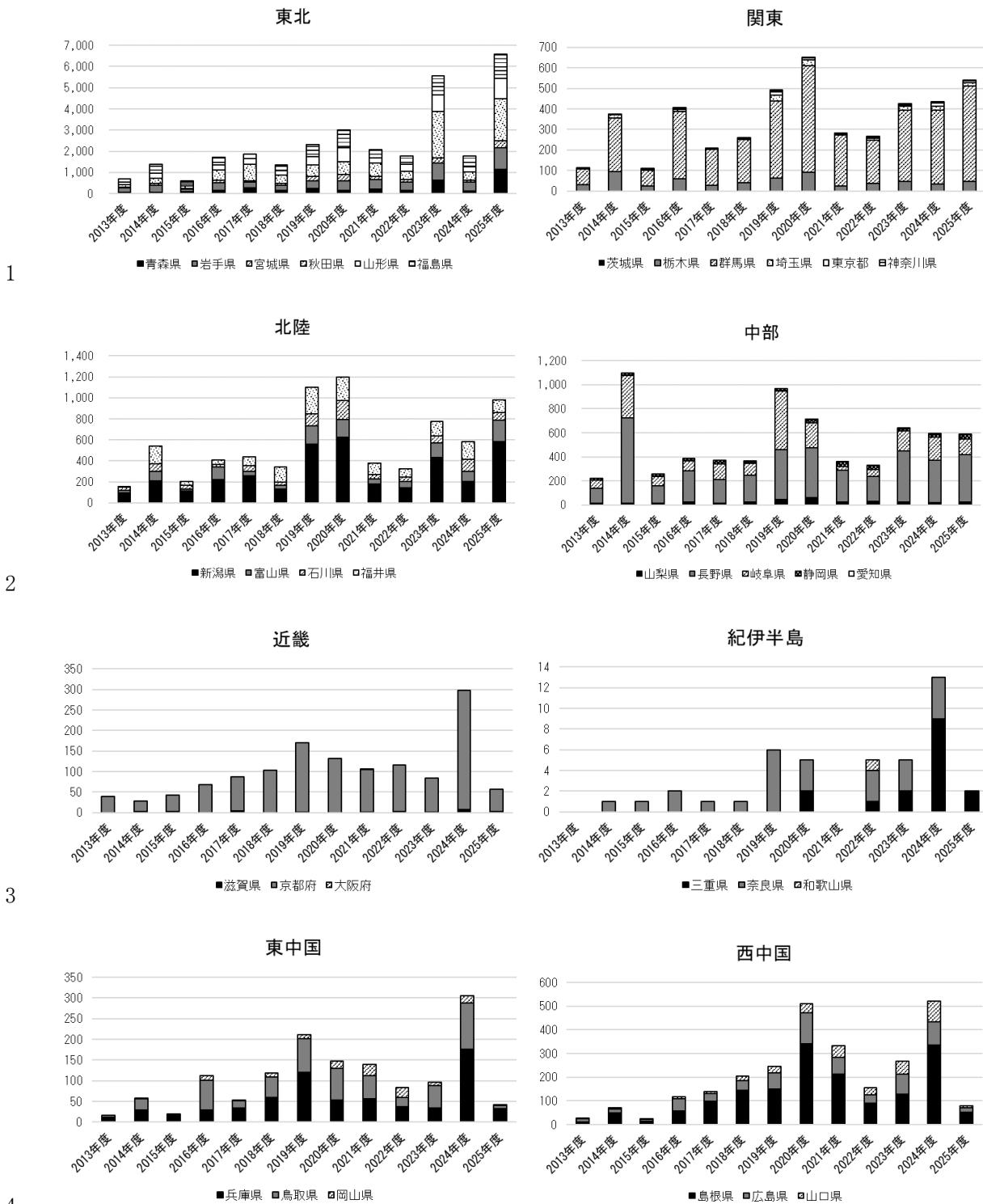


図 II-13 ツキノワグマの許可捕獲数（速報値）

*グラフの縦軸は捕獲数（頭）。環境省資料より作成（2025（令和7）年11月末までの速報値）。

1 III. クマの保護・管理の基本事項

2 1. クマの保護・管理の目的

3 クマの保護・管理の目的は、地域個体群の安定的な存続と人とクマの軋轢の低減である。近
4 年は、1990年代以降の保護・管理施策の取組により、四国を除く多くの地域においてクマの分
5 布域と個体数の回復という目標が達成できている状況である。一方で、全国的に大量出没の規
6 模が拡大し、市街地等へのクマの出没や人身被害の発生などとの軋轢の増加がみられている。
7 特に、2023（令和5）年及び2025（令和7）年には、秋田県や岩手県などの東北地方を中心に、
8 市街地等へのツキノワグマの出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録するなど甚大な被
9 害が発生した。

10 本ガイドラインでは、これらの状況の改善を図るために、ゾーニング管理によりそれぞれの
11 ゾーン区分で対策を推進し、人とクマとのすみ分けを強化するとともに、地域個体群の将来に
12 わたっての存続を前提とした上で、クマの個体数及び分布域の適正な管理を推進することで人
13 との軋轢の軽減を目指す。

14

15 2. クマの保護・管理の基本的な考え方

16 本章では、クマの保護管理を進めるための基本事項である以下に関する考え方を説明する。

- 17 • (1) 広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準
- 18 • (2) ゾーニング管理
- 19 • (3) 基本的な施策（個体群管理（問題個体の管理、個体数管理）、生息環境管理、被害
20 防除対策）
- 21 • (4) 出没対応
- 22 • (5) 普及啓発
- 23 • (6) モニタリング

24 なお、本ガイドラインの個体群管理では、クマの個体数管理の考え方を新たに取り入れたが、
25 問題個体⁵の管理の重要性は従来と変わらず、引き続き取り組んでいく必要がある。

26

27 (1) 広域管理（保護管理ユニット）と個体数水準

28 1) 地域個体群と保護管理ユニット

29 クマは行動圏が広く、行政界を越えて行動しているため、多くの地域個体群が複数の都道府
30 県（北海道の場合は（総合）振興局等。以下同じ。）にまたがって分布している。地域個体群は、
31 遺伝的特性、生物的特性及び地理的要因等により分けられた生物種の集団であるが、遺伝子研
32 究の進展や地域個体群間の遺伝的な交雑等により構造が変化する可能性のあるものである。そ
33 のため、広域的な保護・管理を行う便宜のため、既存の地域個体群の分布境界をもとに、行政
34 界、交通網、河川、山塊等を考慮して、広域的な保護・管理を行うための行政単位を「保護管
35 理ユニット」として定めている。

⁵問題個体の定義はP30参照。

保護管理ユニットは、特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境省、2000）以降、ヒグマで5ユニット、ツキノワグマでは18ユニット（2000（平成12）年当時は九州が含まれたため19ユニット）が示されており、本ガイドラインにおいてもこれらの保護管理ユニットを用いた広域管理を推進する（図III-1）。

5



図III-1 ヒグマ及びツキノワグマの保護管理ユニット

6

7

2) 個体数水準

従来、クマはいずれの保護管理ユニットにおいても自然増加率の範囲内で捕獲上限割合を定めて、個体群の保護・管理を行うことを推奨していた。これは、クマの個体数がイノシシやニホンジカと比較して少ないと、それらの獣類と比較すると自然増加率が低いこと、クマによる被害の発生は個体数の多寡よりも各個体の問題特性に起因すると考えられることなどが理由であった。

しかし、近年はクマの個体数の回復・増加及び分布域が拡大し、人身被害が増加していることから地域によっては捕獲によってクマの個体数を減らす積極的な管理をする必要性も生じている。そのため、本ガイドラインでは、保護管理ユニットの個体数水準毎の個体群管理の方針を改めることとした（表III-1、表III-2）。

本ガイドラインにおける個体数水準とは、保護管理ユニットの状態を示す指標である。クマの保護管理の目的は、人とクマとの軋轢を軽減することと地域個体群の安定的な存続であり、

1 その手法として問題個体の管理や個体数管理などの個体群管理（表III-3）がある。危機的状況
2 にある四国の保護管理ユニットは、地域個体群の安定的な存続のために個体数を増加させるこ
3 とが目標となる。一方で、軋轢の低減を目標として管理を強化する場合は、目標個体数⁶に向け
4 た個体群管理を実施した結果として個体数水準が下がる場合はあるものの、個体数水準を下げ
5 ること自体が目標とならないことに留意して管理を進めていく。

6 各個体数水準における個体数は、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）（環境
7 省、2000）」において、当時の保護管理ユニットの個体数を基に定めたものであり、個体群の成
8 長には成獣個体数が重要であることから、成獣を指標として捕獲上限割合を定めた。しかし、
9 各地域の調査により推定される個体数が必ずしも成獣のみではないことや、軋轢の低減を考え
10 るためには亜成獣も含めて管理することが必要なことから、本ガイドラインでは総個体数⁷もひとつの指標として取り入れた。

12 なお、各保護管理ユニットの個体数水準は2025（令和7）年度時点の最新の第一種保護計画
13 及び第二種管理計画を参考に定めたものであり、今後のクマの生息状況の変化や最新の調査等
14 に応じて保護管理ユニットの個体数水準等も変更するものであることに留意する。

15
16

⁶ 目標個体数はP28-29を参照。

⁷ ある特定の地域や空間に存在するクマの総数をいう。本ガイドラインでは特に保護管理ユニットの個体数の水準の判断に使うものは総個体数（成獣、亜成獣、幼獣の合計）と呼び、それ以外の箇所で表現する個体の数については個体数と呼ぶ。

表III-1 保護管理ユニット及び個体数水準

対象種	保護管理ユニット		関係行政機関	個体数水準
ヒグマ	1	渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局全域、檜山振興局全域	4
	2	積丹・恵庭地域	石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局の一部	3
	3	天塩・増毛地域	空知総合振興局・石狩振興局・上川総合振興局の一部、留萌振興局全域	3
	4	道東・宗谷地域	上川総合振興局・宗谷総合振興局の一部、オホーツク総合振興局全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局全域、根室振興局全域	4
	5	日高・夕張地域	空知総合振興局・胆振総合振興局の一部、日高振興局全域、上川総合振興局・十勝総合振興局の一部	4
ツキノワグマ	1	下北半島	青森県	2
	2	白神山地	青森県、秋田県	4
	3	北上山地	青森県、岩手県、宮城県	4
	4	北奥羽	青森県、岩手県、秋田県	4
	5	鳥海山地	秋田県、山形県	4
	6	月山・朝日飯豊	山形県、福島県、新潟県	4
	7	南奥羽	宮城県、山形県、福島県	4
	8	越後三国	福島県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県	4
	9	北アルプス	新潟県、富山県、長野県、岐阜県	4
	10	白山・奥美濃	富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県	4
	11	関東山地	群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県	4
	12	富士・丹沢	神奈川県、山梨県、静岡県	2
	13	中央・南アルプス	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	4
	14	近畿北部	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	4
	15	東中国	兵庫県、鳥取県、岡山県	3
	16	西中国	島根県、広島県、山口県	4
	17	紀伊半島	三重県、奈良県、和歌山県	2
	18	四国	徳島県、愛媛県、高知県	1

表III-2 個体数水準に応じた個体群管理の方針

個体数水準	個体群管理の方針 ^{※5}
個体数水準の考え方	個体数水準は保護管理ユニットの状態を示す指標である。保護を目的とする場合は個体数を増加させることが目標となるが、管理を目的とする場合は軋轢が軽減できる個体数で管理することが目標となる(その結果、個体数水準が4から3に下がることはあり得る)。
個体数水準 1 【総個体数 ^{※1}]150 頭以下 (成獣個体数:100 頭以下)	■目標:保護 【捕獲上限割合】総個体数の 3%以下 狩猟禁止。捕獲が必要な場合は、可能な限り非捕殺的対応を行うことで、捕殺数を最小限にとどめる。
個体数水準 2 【総個体数】150–600 頭未満 (成獣個体数:100–400 頭未満)	■目標:保護 【捕獲上限割合】総個体数の 5%以下 ■目標:管理 【捕獲上限割合】自然増加率 ^{※2} 以下 捕獲上限割合を5%以下とするが、人の軋轢が恒常に発生するなど管理の強化が必要な場合は、第二種管理計画において、捕獲上限割合を自然増加率 ^{※2} 以下で設定してもよい。狩猟は、鳥獣保護管理法施行規則第 10 条において捕獲等が禁止されていない限り可能であるが、狩猟と許可捕獲等の総数は捕獲上限割合の範囲内に収めるように努める。
個体数水準 3 【総個体数】600–1,200 頭程度 (成獣個体数:400–800 頭程度)	■目標:管理 軋轢を軽減するために個体数管理を行ない、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数 ^{※3} を設定し、管理する。
個体数水準 4 ^{※4} 【総個体数】1,200 頭以上 (成獣個体数:800 頭以上)	■目標:管理 中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理するため、個体数水準4の範囲内で目標個体数を設定し、管理する。ただし、軋轢の低減に向けて個体数水準3まで下げる必要がある場合は、個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数 ^{※3} を設定し、管理する。

- 2 ※ 1 都道府県単体ではなく保護管理ユニット全体の総個体数を示す。複数の地域におけるツキノワグマの捕
3 獲個体の年齢査定に関する既知の情報によると、総個体数の 60~70%程度が成獣個体数であることから、本
4 ガイドラインにおいては総個体数の目安を「成獣個体数×1.5÷総個体数」とした。
- 5 ※ 2 クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県毎に推定した自然増加率を用
6 いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成 22 年度自然環境保全基礎
7 調査（環境省生物多様性センター、2011）で示された自然増加率（ヒグマ：中央値 16.5%、ツキノワグマ：中
8 央値 14.5%）を参考に設定してもよい。
- 9 ※ 3 保護管理ユニットの目標個体数は広域協議会で設定するが、広域協議会で目標個体数を設定するのが困
10 難な場合は、広域協議会は保護管理ユニットの個体群管理の方針（例：個体数を減少させるが最低○頭以上
11 で管理するなど）を定め、それを基に都道府県は特定計画において目標個体数を設定する。
- 12 ※ 4 個体数水準 4 の保護管理ユニットは、保護管理ユニット毎にクマの分布面積や個体数、生息に適した森
13 林環境や軋轢の状況等が大きく異なることを踏まえて、目標個体数や管理の方針を決定する。
- 14 ※ 5 人の日常生活圏においてクマを排除する場合は、個体数水準 1 ~ 4 で緊急銃猟の実施が可能である。

1

表III-3 個体群管理における問題個体の管理、個体数管理の概念

施策	手法	内容
個体群管理	問題個体の管理	クマの個体群から問題個体（P30 参照）を取り除くことを目的に捕獲する方法
	個体数管理	問題個体に関わらずクマの個体数を減らすことを目的に捕獲する方法

2

3) 保護管理ユニットに属さない地域（分布の拡大地域）

4 ここでは、現行の保護管理ユニットが定義された 2000（平成 12）年度以降に、保護管理ユニットに属さない場所でクマの分布が新たに確認された地域を分布の拡大地域とする。これらの分布の拡大地域については（表III-4）、従来の保護管理ユニットとして扱うか、新たな生息地として新しく保護管理ユニットを設定するか、専門的知見を踏まえて今後ガイドラインにおいて整理していく。

5 なお、当該地域を保護管理の対象とするのか、クマが生息すべき場所ではないとするのか等の方針は、都道府県が関係市町村と十分に協議した上で決定する事項であり、分布の拡大地域が複数の都道府県にまたがっている場合には、都道府県で連携して整合の取れる方針を決定するよう調整を行う。

6

7

表III-4 分布の拡大地域

分布の拡大地域		都道府県
1	津軽半島	青森県
2	阿武隈山地	宮城県、福島県、茨城県、栃木県
3	伊豆半島	静岡県
4	箱根山地	神奈川県、静岡県
5	紀伊北部	岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県

8

9

1 (2) ゾーニング管理

2 野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と動物のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し（ゾーニング）、各ゾーンの目的の下で施策等を実施していくことを野生動物
3 に対するゾーニング管理という。クマの保護・管理では、人身被害及び農林水産被害などの軋
4 爪を軽減しつつ、地域個体群を保全していくことを目的にゾーニング管理を行う。

5

6 ■ゾーン区分

7

8 本ガイドラインでは、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4つの
9 区分でゾーニング管理を示す（表III-5）。前ガイドラインでは、市街地等の人の居住区を排除
10 地域、人の居住区ではないが農林水産業など人間活動が盛んで被害防除対策が重視される地域
11 を防除地域としたが、本ガイドラインでは排除地域と防除地域を合わせて「排除エリア」として整理した。また、排除エリアへのクマの侵入防止を強化するために、本ガイドラインでは「排除エリア」の周辺に設定する「管理強化エリア」の概念を新たに追加した。

12

13 **排除エリア**

14

15 市街地等や農地など前ガイドラインにおける排除地域及び防除地域を合わせた地域である。
16 排除エリア内では、誘引物管理、農地等への電気柵の設置等の基本的な被害防除対策や、市街
17 地等の中心部までクマが侵入するのを防止するための、森林から市街地等に連続的にのびる緑
18 地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）などの樹木の伐採及び下草の定期的な刈
19 払いや、クマの隠れ場となるヤブの刈払い等による生息環境管理等の侵入防止対策を行い、侵
20 入したクマは捕獲等により速やかな排除を行う。

21

22 **管理強化エリア**

23 対策方針や「特定鳥獣保護管理計画作成のためガイドライン補足資料（環境省、2024）」（以下、
24 「補足資料」とする。）で示された管理強化ゾーンと同義の区分である。クマの定着や排除エリ
25 アへのクマの侵入を防止するゾーンで、生息環境管理、被害防除対策とともに、捕獲等の対策
26 を積極的に行う。管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、個体数管理のための捕獲を実
27 施する場合は、管理強化エリアを最優先に行う。

28 **緩衝地帯**

29 クマの生息地のうちコア生息地を除いた地域である。管理を目的とする保護管理ユニットに
30 おいて、個体数の低減を目的に目標個体数に向けた捕獲を実施する場合は、緩衝地帯でも個体
31 数管理を行うことができる。

32 **コア生息地**

33 地域個体群の安定的な維持を図ることを目的に確保する地域であり、同一の保護管理ユニッ
34 トでは隣接する都道府県と行政界を越えて確保することが重要である。例えば、国指定鳥獣保
35 護区特別保護地区や自然公園法に基づく自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域等をコア
36 生息地とするほか、大量出没がみられるようになった2000年代以前よりクマが生息していたな
37 どの元来からのクマの生息地と考えられる地域などをコア生息地として確保することが望まし
38 い。

1 なお、地域個体群を安定的に維持するために必要なクマの個体数は、コア生息地と緩衝地帯
2 の両方で確保する。

3

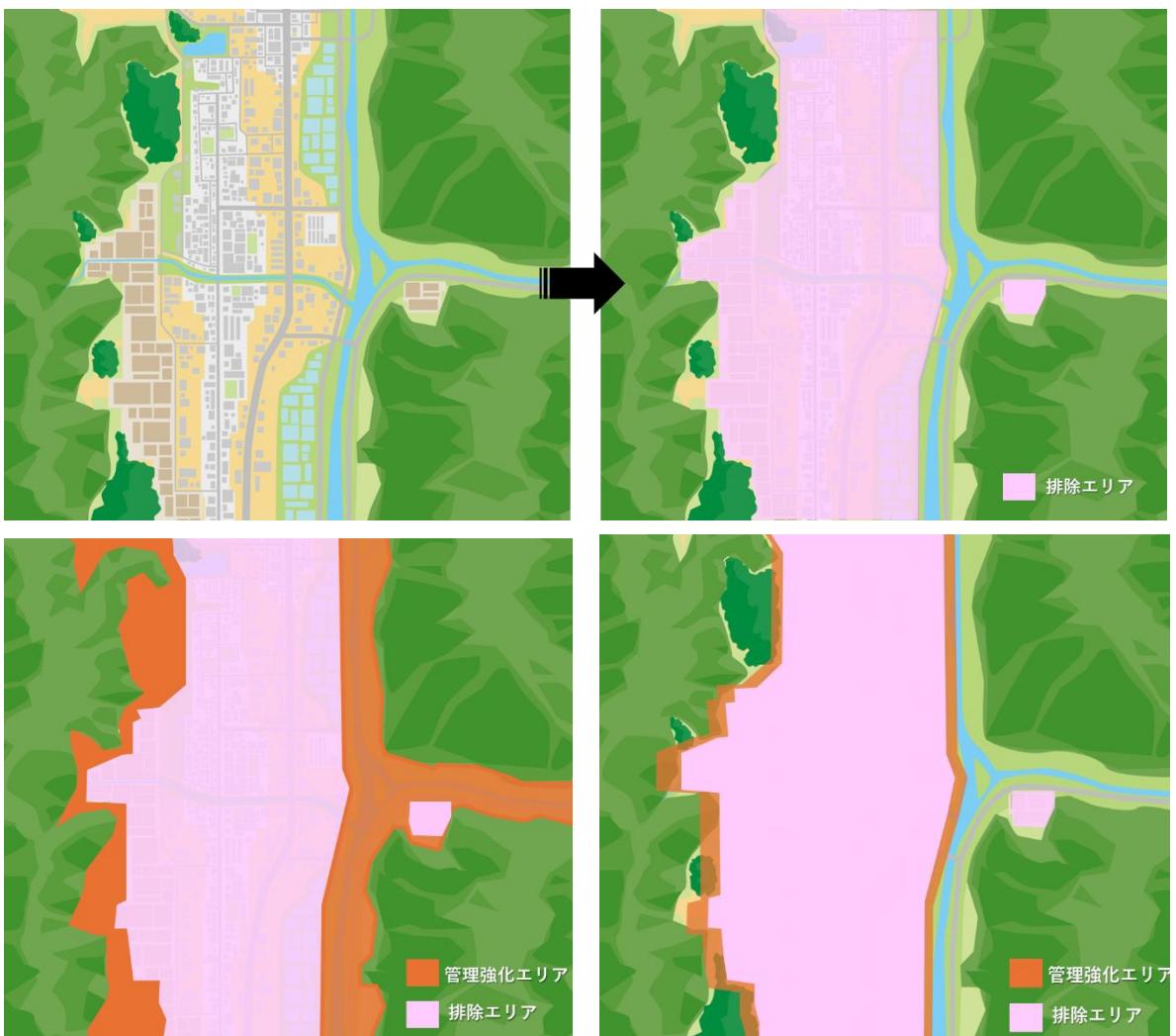
4 表III-5 クマのゾーニング管理におけるゾーンの区分、目的、定義、区分の考え方

区分	目的	定義	区分の考え方*
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等 や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河 畔林等を含む。	設定
		排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除 地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生 活圏」が該当。	
管理強化 エリア	クマの定着や排除工 リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するた めに、積極的に対策(捕獲等・生息環境管理・被害防除 対策)を実施するゾーン。	設定
		管理強化工リアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が 該当。	
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン(※緩衝地 帯の中にも排除地域と管理強化ゾーンが設定可能)。	確保
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって 良好な生息環境を保全するゾーン(※コア生息地の中にも 排除地域と管理強化ゾーンが設定可能)。	確保

5 ※線引きするゾーンを「設定」、線引きの有無は必須ではなく概念や該当場所のイメージを関係者で共有するゾ
6 ーンを「確保」とした。

7

8



図III-2 ゾーン設定のイメージ図

■排除エリアの設定（例）

上図：市街地や住宅などの人の居住区、農地などの人の活動域は排除エリアとして設定。

■管理強化エリアの設定（例）

下図（左）：奥山から市街地に続く河川での目撃の増加、市街地に隣接する里山でクマ剥ぎや養蜂被害が発生していることから、河川と里山を管理強化エリアとして設定。

下図（右）：市街地から100mの範囲にある森林、河川沿いで目撃件数が増加していることから市街地から100m範囲内を管理強化エリアとして設定。

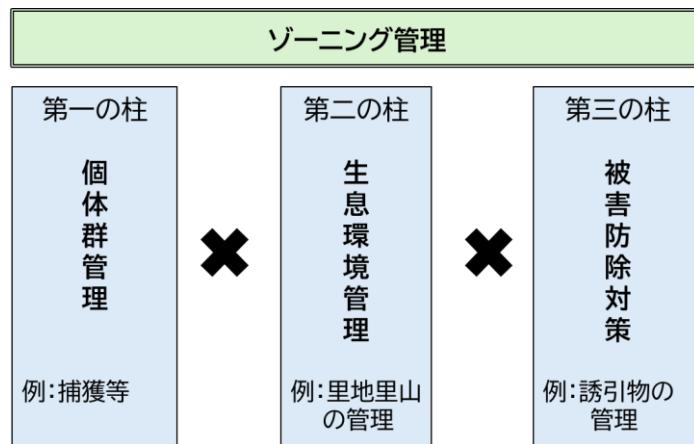
※管理強化エリアは、排除エリアへのクマの侵入防止の観点から積極的に対策を実施することが必要な場所を抽出したゾーンである。管理強化エリアとして設定する範囲は、一律である必要はない（例：A市東側は山林と接するため管理強化エリアを200mの範囲を設定し、目撃の少ない西側は河川と山林の間の50mとする）。

また、管理強化エリアとして設定した全ての範囲で毎年対策を実施する必要はなく、計画期間内で優先順位をつけながら対策を進めていく（例：1年目はA川を中心に生息環境管理を行ない、2年目はB林での侵入防止柵の設置を進める。管理強化エリアに出没した個体は全て捕獲する。など）

1 (3) 基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害防除対策）

2 特定計画の目標を達成するため、(1)で示した広域管理と(2)で示したゾーニング管理の
3 考えのもと、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策の各施策を組み合わせて実施をすること
4 が重要である（図III-3）。具体的な施策の例や設定については、【IV. 特定計画の運用（1）
5 2）特定計画の策定】で示す。なお、個体群管理、河川敷の刈り払いや長期的な計画の下で林
6 相転換を目指す生息環境管理、集落や農地などを中心に実施される被害防除対策は、鳥獣行政、
7 河川行政、農林行政など複数の部局が関係することから、特定計画の策定や運用にあたっては、
8 これらの関係機関・部局が十分に調整を図り、連携して進めていくことが重要である。

9



10

11 ※個体群管理、生息環境管理、被害防除対策のいずれかのみを実施する場合や、一部の柱が十分に実施されない場合は、適切なゾーニング管理は実施できない。

13 図III-3 基本的な施策（概念図）

14

15 1) 個体群管理

16 クマの個体群管理は、「問題個体の管理」と「個体数管理」の2つの目的で実施する。なお、
17 個体数管理は個体数を減少させることと同義ではなく、一定の個体数に保つことも含まれる。

18 クマによる人身被害や農林業被害の発生は、個体の問題度に影響するところがあり、クマの
19 個体数に比例して単純に増加するわけではない。しかし、近年、クマの個体数が増加した地域
20 の中には、クマの個体数の増加と分布域の拡大によりクマの生息域と人の生活圏が重なり、人
21 の生活圏内へのクマの出没リスクの増加や人身被害の発生がみられている。加えて、個体数が
22 著しく増加した地域では、生息環境管理や被害防除対策のみを進めたとしても、軌跡の効果的
23 な低減にはつながりにくい。特に、秋季に堅果類等の餌資源が凶作の場合、個体数が著しく増
24 加した地域では大量出没の規模も大きくなると考えられる。

25 このような地域では、人の生活圏へのクマの侵入の抑制や人との遭遇リスクを下げるために、
26 捕獲による人の生活圏の周辺からのクマの排除等による個体群の低密度化・個体数の適正化が
27 重要であり、軌跡の低減につながる目標個体数を設定して、それに向けて管理を実施していく
28 ことが重要である（表III-6）。

29 一方で、管理を目的とする保護管理ユニットにおいても、問題個体をすべて捕獲等しなけれ

ばならないわけではなく、これまで、追払い等により被害の防止につながっている場合には、引き続き、同様の方法で対応することもあり得る。

個体群管理は、捕獲による個体群への影響（個体数の増減、性別や齢構成などの個体群の構成の変化等）、人との軋轢の状況（出没や被害の変化等）をモニタリングしながら、捕獲の効果を検証・評価して、順忯的に実施することが重要である。なお、現時点では軋轢の低減につながる個体数は地域の状況によって異なるため目標個体数の設定が難しい地域も多いと思われる。その場合は、過去の個体数を参照にして目標個体数を設定し、目標に向かって捕獲を進めると同時に被害の状況をモニタリングし、その結果を踏まえて捕獲数を順忯的に変化させながら軋轢の低減につながる目標個体数を導き出すという進め方も可能である。そのため、管理を目的とする保護管理ユニットでは、上記を踏まえて目標個体数を設定し、問題個体の管理と個体数管理を進めていく。

表III-6 目標個体数の設定（例）

	目標	理由
例1	【計画目標】 軋轢を10年前の状態まで下げる	推定生息数が800頭を超えた10年前から、被害件数と許可捕獲数が増加傾向であるほか、大量出没年の出没件数の増加と発生サイクルの短縮がみられる。そのため、軋轢の低減を目的に、10年前の推定個体数である800頭を目標とする。
	【目標個体数】 800頭程度で管理する	
例2	【計画目標】 市街地等へのクマの出没を減らす	近年クマの分布域の拡大により、市街地等での出没が増加している。クマの分布メッシュのうち、市街地及び周辺等と重複するメッシュで積極的に個体数管理を行い市街地等へのクマの侵入を防ぐ。クマの分布域では、市街地及び周辺等を除いた約10,000メッシュを担保する。さらに、これまでの調査結果を踏まえ、1メッシュあたりの平均生息密度を0.15(0.10~0.20)頭/km ² とすることを目標として、目標個体数を1,500頭以下(約1,000~2,000頭)とする。
	【目標個体数】 1,500頭以下で管理する (概ね1,500~2,000頭の範囲)	
例3	【計画目標】 農業被害金額を現在の半分にする	保護管理ユニットAの推定個体数は約400頭であり、過去から大きな被害は発生していない。そのため問題個体の管理を中心に、400頭以上の個体数を維持する。 保護管理ユニットBでは、クマの個体数の増加及び分布拡大を原因とした農業被害が深刻なことから、農業被害金額の半減を目指す。農業被害及び出没件数が現在のおよそ半分だった10年前の個体数が約800~1,200頭であったことから、この個体数を目標に、主に分布拡大地域を中心に管理を行う。
	【目標個体数】 ユニットA:400頭以上を維持する ユニットB:800~1,200頭	

1 **問題個体の管理**

2 本ガイドラインでは、下記①②のいずれかに該当する個体を問題個体と定義する。

3 ①排除エリア（P25 参照。）に出没している個体

※排除エリアに出没している個体だけでなく、そのごく近傍の場所に、興奮し、又は排除エリアへの出没を繰り返してきたと考えられるなど、排除エリアへの侵入の蓋然性が大きい個体である場合も含む。一方、単に山野にいるクマを「いつか排除エリアに侵入するおそれがある」と解釈し、問題個体として扱うことは適切ではない。なお、単に山野にいるクマについて、問題個体としてではなく、個体数管理の対象として捕獲等を行うことはあり得る。
※排除エリアに出没し、直接的な被害を発生させなかった個体（他の対応事例の経験や分析等から、今後直接的な被害を発生させる可能性が低いと考えられる個体についても含む。）であって、追払い等により排除エリアから排除し、コア生息地や緩衝地帯にいるクマについては問題個体に該当しない。

4

5 ②これまでに人へ危害を与えた個体、農作物等に執着するなど農林水産業への経済的損失を発
6 生させた個体といった、直接的な被害を発生させた個体であって、現時点では排除エリアに
7 いない個体

※現時点では直接的な被害を起こしていないものの、他の対応事例の経験や分析等から、今後直接的な被害を発生させる可能性が高いと考えられる個体についても含む。

※コア生息地や緩衝地帯などにおいて、クマの防衛的な行動によって人身被害を起こした個体であって、その後の被害が懸念されない場合は問題個体として扱わないことも可能。

8

9 問題個体については、周辺住民の安全確保の観点から迅速に事態を収束させる必要があるこ
10 と、行動がエスカレートして人身被害につながるおそれがあることから捕殺することが適當で
11 あると考えられる。②については、出没や被害が発生した場所及び出没ルートの周辺で集中的
12 に捕獲を強化することで問題個体を確実に排除する。また、捕獲等した個体が、過去に問題を
13 起こした個体であるか特定することは事態の収束の判断や今後の対策の検討につながるため、
14 人身被害が発生するなど特に被害が深刻な場合は、捕獲等した個体と照合できるよう被害が發
15 生した場所において必要なサンプルの採取や分析を行える体制を整えておくことが重要である。
16 地域住民の安全確保の観点から、問題個体を発生させないこと、問題個体による被害が深刻
17 化する前に迅速に対応することが必要であることから、自治体は日常的にクマの目撃等の情報
18 を収集する体制を整え、排除エリアへの出没抑制対策や管理強化エリアでの定着個体の排除、
19 これらのエリアにおける被害防除対策を地域と協力しながら推進することが重要である。

20

21 **個体数管理**

22 近年、クマの分布域の拡大や個体数が増加しており、排除エリアへのクマの出没やそれに伴
23 う人身被害が発生している。そこで、人とクマとの軋轢が大きい場合は、第二種管理計画にお
24 いて、軋轢の低減につながる目標個体数を設定し、「個体数管理」のための捕獲を管理強化エリ
25 アと緩衝地帯で行う。

26 個体数管理のための捕獲は、目標捕獲数の達成が目的ではなく、軋轢の低減が目的であるこ

1 とを踏まえて実施する。捕獲行為自体が目的化しないために、軋轢の低減につながる目標を設
2 定した上で、捕獲が必要な場所や時期を明確にして捕獲を実施することが重要である。

3

4 2) 生息環境管理

5 2021（令和3）年10月に告示された鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための
6 基本的な指針（以下、「基本指針」とする。）では、野生動物の生息環境管理は、

- 7 • 個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を進めるための生息環境として保全・管理す
8 ること、
9 • 被害を防止するため人里周辺に鳥獣が寄り付きにくいような環境を管理すること
10 の2つの事項が示されている。

11 (クマの生息環境の保全・管理)

12 クマでは、地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を進めるために、コア生息地及
13 び緩衝地帯において人工林の針広混交林化や広葉樹の植林等による森林の造成を行うことで鳥
14 獣の採餌環境の環境等の改善を目指すことを目的とした生息環境管理を行う。

15 (クマが利用しづらい環境の管理)

16 クマによる被害を防止するために、管理強化エリアや排除エリアの里地里山林や耕作放棄地
17 等において、ヤブの刈り払い等を行い、クマが生息及び滞在しづらい環境を整備する。また、
18 市街地等へのクマの侵入ルートとなりうる、森林から市街地等に続く緑地（河川敷、河畔林、
19 段丘林、防風林、都市公園等）などにおいて、樹木の伐採や下草の定期的な刈り払い等を行う。

20 都道府県や市町村において、年次の実施計画やゾーニング計画等を検討・作成する際は、樹
21 木伐採を行う河川敷等の生息環境管理をすべき場所についても整理し、計画内に明記するのが
22 望ましい。

23

24 3) 被害防除対策

25 排除エリアへのクマの侵入を防止するために、排除エリアや管理強化エリアにおいて被害防
26 除対策を適切に実施する。排除エリアでは、クマの侵入を防ぐために電気柵や防護柵等を設置
27 するほか、未収穫作物や放任果樹等の誘引物、人家敷地内等へ誘引しないための生ごみやコン
28 ポスト、家庭菜園等の適切な管理を行う。管理強化エリアでは、生息環境管理の対策に加え、
29 クマが定着する要因となりうるカキやクリ等の誘引物を適切に管理するほか、広域の侵入防止
30 柵等を設置することで排除エリアへのクマの侵入を防止する。

31

32 (4) 出没対応

33 1) 市街地等への出没防止に係る取り組み

34 2024（令和6）年2月に作成された対策方針では、クマの出没の要因として、人への警戒心
35 の薄れのほか、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任
36 果樹の増加等による市街地等の周辺部がクマに適した生息環境に変化しつつあることが示され
37 ている。また、市街地等への侵入経路として、森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川
38 敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）や河川等があげられるほか、市街地内でも緑地を

1 利用して移動すること等が示された。

2 出没の防止に向けた取り組みでは、これらへの対処を基本として、耕作放棄地や放任果樹に

3 対する対策を適切に行うほか、移動ルートとなる緑地における樹木の伐採等により侵入経路の

4 遮断を行うことが重要である。また、秋期は、堅果類や液果類等の主要な食物資源量が大きく

5 低下する年に出没件数が急増する傾向にあることから、それぞれの地域の対象となる食物資源

6 の豊凶調査を行い、事前に出没予測を速やかに公表することで大量出没に備えることも重要で

7 ある。

8 また、クマが人の日常生活圏に出没した場合には、緊急銃猟制度により、銃器を使用して捕

9 獲等することが可能であるが、本来はクマを人の日常生活圏に出没させないことが重要である

10 ことから、緊急銃猟制度による対処のみに安易に頼ることは、行政の姿勢として必ずしも適切

11 ではない。むしろ、「(3) 基本的な施策」により長期的な視点に立った計画的な管理施策を平

12 時から講ずることによって市街地等へのクマの出没を防止することを基本とした上で、それで

13 もなおクマが人の日常生活圏に出没した場合に限り緊急銃猟によって対処することが行政の姿

14 勢として望ましい。こうした考え方については、2025（令和7）2月に鳥獣保護管理法の一部

15 が改正され、同法第3条第1項に基づく基本指針及び同法第4条第1項に基づく鳥獣保護管理

16 事業計画の記載事項にそれぞれ追加された（2027（令和9年）4月施行）。「(3) 基本的な施策」

17 については、上記の鳥獣保護管理法の改正の趣旨も踏まえ、適切に取り組む。

18 この他、吹き矢を用いて麻酔が行われた事例がある。こうした捕獲等の方法の制度や性質を

19 把握し、出没時の対応や平時における体制整備を適切に行う。

21 2) 市街地等への出没時の対応

22 市街地等にクマが出没した場合には、2021（令和3）年3月に作成した「クマ類の出没対応

23 マニュアル」や2025（令和7）年7月に作成した「緊急銃猟ガイドライン」（※いずれも環境

24 省作成）も参考に、対応することとなる。なお、市街地等にクマが出没した場合は、主に市町

25 村が中心となった対応となることから、都道府県は市町村への必要な支援を行うことが必要で

26 ある。また、出没の事例は詳細に記録し、対応の改善に活かす。出没対応の詳細は上述の出没

27 対応マニュアルを参考することとし、本項では概略を示す。

29 3) 体制整備

30 事前準備

31 クマが市街地等に出没した場合には、住民の安全を最優先に確保するとともに、関係機関が

32 連携して速やかに対応することが重要である。そのため、出没対応を円滑に進めるための事前

33 準備として、「関係者リストの作成及び役割分担の整理」「連絡体制図の作成」「マニュアルの作

34 成」「模擬訓練の実施」等を実施しておくことが重要である。

36 関係者リストの作成及び役割分担の整理

37 クマが市街地等に出没した場合に備え、クマの市街地等出没に対応する関係者のリストと各

38 関係者が担う役割分担を整理しておくことが必要である。また、緊急銃猟を実施する際に必要

39 な手順や体制は、通常の出没対応時と異なる場合があることから、緊急銃猟を実施する際の体

1 制についても同様に整理しておくことが重要である⁸。

2

3 連絡体制図の作成

4 クマが出没した際に円滑な状況共有が図れるように、情報伝達に係る連絡経路を整備してお
5 くことが重要である。連絡体制図は、通報から情報集約、関係機関の連絡までの経路について、
6 担当機関と部署を整理して作成する。連絡経路は、クマの出没時の緊急性に応じて分類することや、同一機関の部署内での連絡経路は別に整理する等の分かりやすくなる工夫があるとよい。
7 また、夜間休日にクマが出没する場合も想定し、業務時間外の緊急的な連絡体制図の作成も同
8 様に必要である。なお、管轄する担当部署の変更や担当者の異動等も考慮し、連絡体制図の定
9 期的な見直しや関係者との事前協議を年度初めに必ず実施しておくことが重要である。
10

11

12 マニュアルの作成

13 整理した関係者の役割分担と連絡体制図をもとに、クマの出没時のマニュアルを作成してお
14 くことが重要である。マニュアルでは、クマの出没場所に応じた対応の方針、通報から現場対
15 応及び事後作業までの流れや各機関の役割、出没対応時の判断や指揮系統、各対応（追払い、
16 捕獲等）の実施方法や実施する際の注意点等について整理する。作成したマニュアルは、対応
17 の事例や模擬訓練等を通して課題の抽出・整理を行い、定期的な見直しを図る。

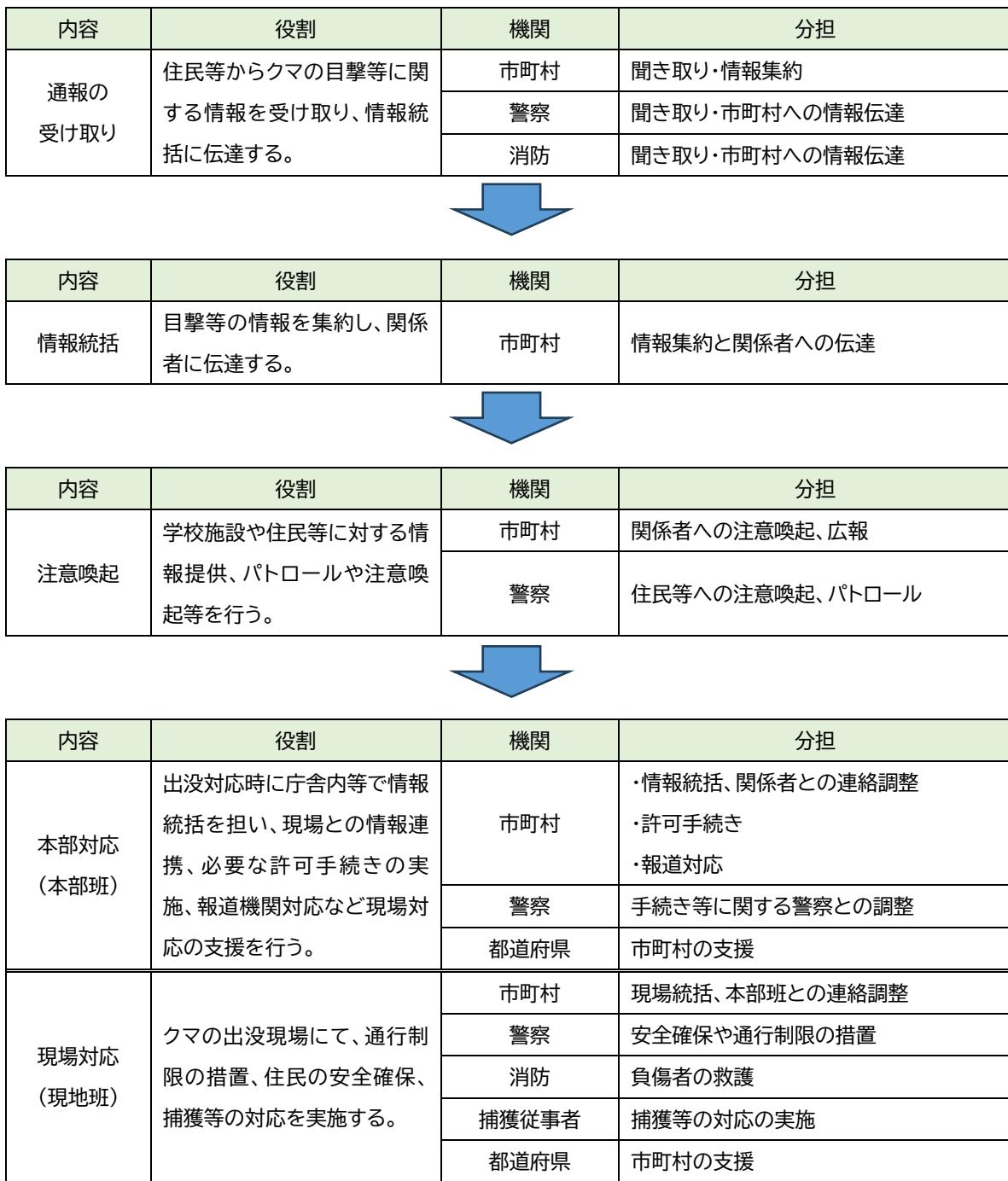
18 なお、捕獲等の対応の中には、緊急銃猟による対応も考慮する。その際は、緊急銃猟時には、
19 対応する捕獲者、市町村が担う役割が通常の対応と異なる場合があることに留意が必要である。
20

21 模擬訓練の実施

22 作成した出没対応マニュアルに沿って模擬訓練を行い、作成したマニュアルや出没対応時の
23 体制の見直しを図ることが重要である。模擬訓練は、市町村、都道府県の他に、警察や捕獲従
24 事者など実際の出没対応にあたる関係者を集めて実施する⁹。
25

⁸ 詳細は緊急銃猟ガイドラインを参照。

⁹ 模擬訓練の方法の詳細は「クマの出没対応構築事業の成果報告集－クマの出没の防止と円滑な対応に向けて－」を参照。



図III-4 通報から対応までの流れと分担の例（項目ごとの整理の例）

4) 銃猟による対応

クマが市街地等に出没した際には、緊急銃猟制度等により銃猟を行うことが想定されるが、関係法令についても把握する必要がある。

また、実包（ライフル弾、スラッグ弾等）を用いて対応する方法と、麻酔による方法がある。

緊急銃猟

2025（令和7）年に改正された鳥獣保護管理法では、人の日常生活圏において、クマを含む危険鳥獣が侵入し、銃猟の実施によって人の生命又は身体に危害をおよぼすおそれがないと認

1 められるなどの一定の条件を満たす場合に、法第 34 条の 2 に基づく緊急銃猟が可能となった。
2 ただし、緊急銃猟を実施するにあたっては、一定の要件を満たす捕獲者が実施する必要がある
3 こと、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止する措置をとることなどが
4 法令で定められており、実施するにあたっての条件を正しく理解しておくことが必要である。
5 緊急銃猟においては、実包のみならず、麻醉銃猟¹⁰も可能であり、適切な方法を選択する。

6 緊急銃猟の実施にあたっては、「緊急銃猟ガイドライン」（環境省自然環境局野生生物課鳥獣
7 保護管理室、2025）も参考に、対応することとなる。

8

9 **都道府県知事による麻醉銃猟の許可**

10 2014 年（平成 26 年）の鳥獣保護管理法の改正により創設された制度で、鳥獣保護管理法第
11 38 条の 2 に基づき、都道府県知事の許可を受けて麻醉銃猟が可能である。本制度による捕獲等
12 は、法第 38 条第 2 項に基づく銃猟の禁止の対象とはならず、住居集合地域等において麻醉銃猟
13¹⁰が可能である。

14 なお、法第 38 条第 3 項に基づく、弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されて
15 いる動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かってする銃猟については禁止され
16 ているため、例えば、クマが建物に侵入している場合等には、法第 38 条の 2 に基づく麻醉銃猟
17 はできない。また、都道府県知事の許可を受ける必要があるため、クマが出没した後に速やか
18 に実施するためには、事前の連絡体制の整備が必要となる。これらの点について、緊急銃猟制
19 度においては、法第 38 条第 2 項のみならず第 3 項の規定に関わらず銃猟が可能であり、また、
20 都道府県知事の許可等も受ける必要がない。

21

22 **その他（警察官職務執行法、刑法）**

23 住民や対応者に危険が及ぶ場合は、警察官職務執行法第 4 条第 1 項又は刑法第 37 条（緊急避
24 難）による対応が行われた例がある。

25 警察官職務執行法第 4 条第 1 項が適用される場合は、警察官の命令により発砲することが可
26 能となる。同法の適用については、事前に警察と協議を図り、認識を共通させておくことが重
27 要となる。

28 また、ハンターの判断により猟銃等を発射した行為が結果的に刑法第 37 条の緊急避難に該当
29 する場合には、違法性が阻却されるなどしてきた。

30

31

¹⁰ 麻酔銃猟については、使用する薬剤や量により鳥獣保護管理法第 36 条の危険獣法に該当
する場合には、法第 37 条第 1 項の許可を受ける必要がある。また、P36 の「参考 麻酔を用いた
捕獲等における運用上の留意点」、P37 の「表III-7 麻酔を用いた捕獲等の整理」も参照のこと。

1 5) 銃猟以外の方法で捕獲等する対応

2 クマが市街地等に出没した際に銃猟以外の方法で対応することもあり得る。

4 許可を受けて行う銃猟以外の方法による捕獲等（麻酔を用いる方法を除く）

5 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、はこわな等の銃猟以外の方法を用いてクマを
6 捕獲等することは、制度上可能である。なお、クマを迅速に捕獲等するためには一定の条件を
7 満たす場合には緊急銃猟により対処することが望ましいが、例えば、建物内に爆発物がある場
8 合や建物の構造等からクマが視認できない場合その他銃猟が選択できない場合や、銃猟を実施
9 できる人材が直ちに現場に向かえない場合については、はこわなによりクマを捕獲等すること
10 はあり得る。

11 また、例えば、クマであっても幼獣（※）であって、網等を用いることによって作業者の危険
12 を伴わず、かつ速やかに捕獲等をすることができる場合が考えられる。

13 ※一律に幼獣といつても大きさによって危険性が異なることに留意する。クマの場合、当歳
14 仔（その年生まれ）の秋頃までは網等でも対応可能であるが、10キロを超える冬頃には
15 人が上に乗っても四つ足で立ち上がるほどの力があるため、幼獣といつてもリスクが高い
16 い。

18 許可を受けて行う銃猟以外の方法による捕獲等（麻酔を用いる方法）

19 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可を受けて、麻酔を用いてクマを捕獲等することは、制度
20 上可能である。

21 なお、吹き矢を用いた麻酔は鳥獣保護管理法第36条の危険獣法に該当するため、同法第37
22 条第1項に基づく危険獣法に係る許可や使用する薬剤や量によっては毒物及び劇物取締法等の
23 手続等が必要となる。

25 〈参考 麻酔を用いた捕獲等における運用上の留意点〉

26 麻酔銃は、一般の装薬銃に比べて有効射程距離が短いものが多く、到達範囲の確認が容易で
27 ある。また、麻酔銃に使う薬品の種類や量を状況に応じて安全に配慮して調節することが可能
28 である。これらのことから、麻酔銃による捕獲等は、きめ細かな安全対策を講じることにより、
29 一般的な銃猟よりも安全性を高めることが可能である。一方で、麻酔薬の効力が現れるまでに
30 時間を要し、撃たれたことにより対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損
31 害を及ぼす可能性がある。また、一般的に装薬銃の発射と比べて、より対象個体に近づいたう
32 えで、確実に対象個体の体内に麻酔薬を投薬することが求められるため、従事者が反撃を受け
33 る被害が発生し、かつ、その被害が人命に関わる甚大なものとなる可能性がある。

34 これらを踏まえたうえで、安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合
35 にあっては、麻酔銃猟によるクマの捕獲等は実施し得るものと考えられる。

36 麻酔銃猟の実施にあたっては、「住居集合地域等における麻酔銃の取扱いについて」（環境
37 省、2016）も参考に、対応することとなる。吹き矢を使用して行う麻酔についても上記の麻酔銃
38 による捕獲等と同様に運用上の留意点があるものとして取り扱うことが適当である。

「表III-7 麻酔を用いた捕獲等の整理」

	法令に基づく規制や手続き						運用上の留意点	
	鳥獣保護管理法						他の法令 (毒物及び劇物取締法、医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法)	安全かつ確実に実施できる場合(※) とはいえない場合
	第9条に基づく許可(鳥獣の捕獲等の許可)の要否	第37条第1項の許可(危険獣法の許可)の要否	第38条(銃猟の制限)の対応					
	第1項(夜間銃猟の禁止)	第2項(住居集合地域等における銃猟の禁止)	第3項(建物等に向かってする銃猟の禁止)					
緊急銃猟として行う麻酔銃猟	不要	使用する薬剤や量によっては必要	禁止の適用除外	禁止の適用除外	禁止の適用除外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが、推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う麻酔銃猟	必要	使用する薬剤や量によっては必要	実施不可	禁止の適用除外(法第9条に加え、法第38条の2の許可を得た場合のみ)	実施不可	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが、推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る
鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて吹き矢を使用して行う麻酔	必要	必要	禁止の対象外	禁止の対象外	禁止の対象外	使用する薬剤や量によっては必要	制度上は可能だが、推奨されない	制度上も可能であり、運用上も実施し得る

※麻酔による捕獲等を実施したことで、実施しなかった場合に比べ、むしろ対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性や、従事者が反撃を受ける被害が発生する可能性を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔を用いた捕獲等を実施することが判断される場合

1 5) 人身被害発生時の対応

2 人身被害の発生時は、発生状況を正確に把握するため、可能な限り現場の状況を保存し、現
3 場検証と加害個体のサンプル採取を行う。現場検証では、表III-8で示す内容を例に情報収集を行
4 い、被害の発生状況や被害発生に至った背景を分析し、被害発生原因の解明と再発防止に向
5 けた対策を検討する。また、被害発生現場では加害個体の特定につながるサンプル、被害発生
6 現場周辺では捕獲された個体のサンプルを採取・分析し、加害個体が確実に捕獲されたなど事
7 態の収束判断に活用する（表III-9）。

8 人身被害発生の危険性があるなど、危険性の高い個体はいずれのゾーンにおいても捕獲する
9 必要がある。ただし、コア生息地や緩衝地帯などにおいて、クマの防衛的な行動によって生じ
10 た被害であってその後の被害が懸念されない場合は、捕獲の対応を行わない選択も可能である。
11 その場合は同様の被害が発生しないように利用者に普及啓発を行うなど、対策を強化すること
12 が重要である。

13 人身被害が発生した場合にどのような対応を行うか迅速に判断できるように、関係者（都道
14 府県、市町村、警察、消防、捕獲技術者、学識経験者等）で構成する連絡協議会等を事前に立
15 ち上げておくのが重要である。また、都道府県や市町村等の行政界で人身被害が発生する場合
16 もあることから、連絡協議会等では隣接する行政機関も含めて構成しておくことが重要である。
17

18 表III-8 収集する情報の例

項目	内容
基本情報	日時、天候
被害者の情報	年齢、性別、身長、連絡先、怪我の状況(怪我の種類、受傷部位等) 事故時の活動内容、行動人数、対策の有無(内容、装備等)
発生場所	場所(住所、位置情報)、周辺の環境(写真等)、誘引物の有無
加害クマに関する情報	事前の情報の有無(遭遇や事故発生前に目撃情報があったか等) 個体の行動(事故発生前・発生時・発生後)、大きさ、頭数(単独／親子)

19 表III-9 人身被害現場で遺留品等から採取することが望ましい試料

項目	得られる情報
クマの体毛 (毛根部含む)	・ 個体の識別情報(遺伝子分析) ・ 性別(遺伝子分析) ・ 人為的食料への依存程度(安定同位体分析)
クマの血痕	・ 個体の識別情報(遺伝子分析) ・ 性別(遺伝子分析)

21 6) 過去の人身被害事例の分析

22 クマによる人身被害の発生を未然に防止するためには、排除エリアにクマを侵入させない対
23 策を徹底することに加え、いずれのゾーンにおいてもクマとの遭遇を回避する対策を実施する
24 ことが重要である。人身被害の防止対策を検討する上では、人身被害が発生した過去の事例を
25 分析するとともに、人身被害に至らなかったがクマと遭遇した事例についても収集・分析を行
26

1 い、クマとの遭遇の要因や適切な対策方法について検証することが重要である。

2

3 **(5) 普及啓発**

4 クマの保護・管理を進めるためには、関係機関や団体、地域住民等の理解と協力が必要である。
5 そのためには、クマに関する正しい知識、被害防止のための必要な情報（電気柵等の設置
6 方法、誘引物の除去等）の発信を行う。また、クマの生息地内での突発的な遭遇を回避するた
7 め、森林内の作業者や登山者・観光客等に遭遇しないための方法や遭遇した際の対処法につ
8 いての普及啓発を行う。

9

10 **(6) 順応的管理のためのモニタリング**

11 都道府県が作成した第一種保護計画及び第二種管理計画は、計画の運用と立案した計画の適
12 切さについてモニタリングによって評価する。計画の運用では、特定計画において設定した施
13 策（アウトプット）が実行されたか、実行された施策が施策目標の達成（例：捕獲数〇頭、誘
14 引物の除去数、刈払いの実施件数等）につながったか、アウトカム目標（人身被害件数、農作
15 物被害額、出没情報数、個体数などの減少など）の達成につながったかについて評価を行う。
16 合わせて、特定計画で定めた保護・管理の目標と施策が実現可能または適切な目標であったか
17 を評価し、これらの評価を基に特定計画の見直しを図るなど、順応的に管理を管理していくこ
18 とが重要である。

19

1 IV. 特定計画の運用

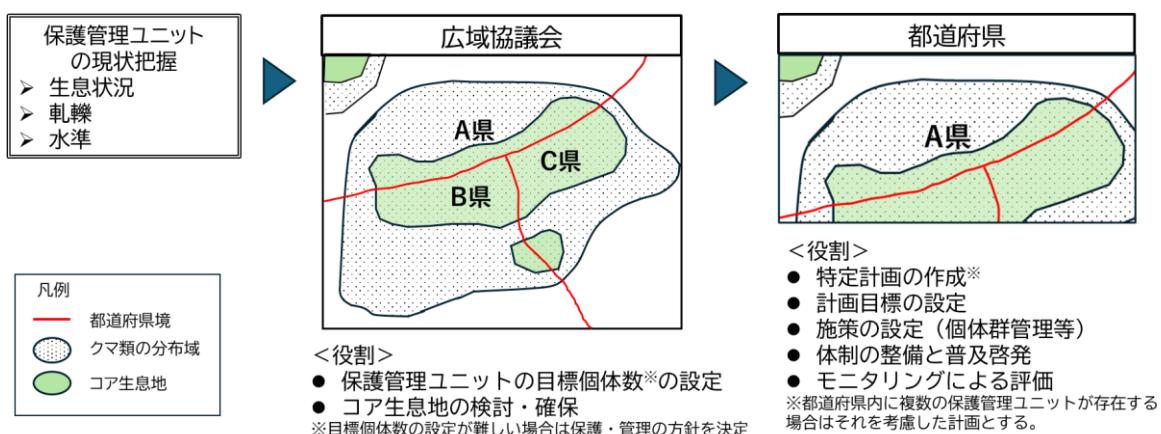
2 (1) クマの保護・管理の階層

3 1) 広域の保護・管理方針の決定

4 クマの保護・管理は、「保護管理ユニット」単位での広域的な保護・管理と、特定計画による
5 都道府県単位での保護・管理の2つの空間スケールにより進めていく。

6 広域的な保護・管理では、保護管理ユニット内の都道府県が環境省と協力して広域協議会を
7 設立する。広域協議会では、都道府県のモニタリングデータを共有し、保護管理ユニット全体
8 の保護・管理の方針（個体群を縮小させるか、維持・増大させるか等）や、広域保護管理指針
9 等を作成するとともに、行政界を跨って存在する奥山やクマの元来の生息域等の情報から、広
10 域的な「コア生息地」の検討・確保を行う。さらに、個体数水準3及び4の保護管理ユニット
11 では、保護・管理の方針をもとに目標個体数を設定する（表III-2）。なお、広域保護管理指針
12 等や目標個体数は、目標達成までの期間と鳥獣保護管理事業計画の期間と整合を図った上で設
13 定するのが望ましい。

14



15
16 図IV-1 クマの保護・管理における広域協議会と都道府県の役割

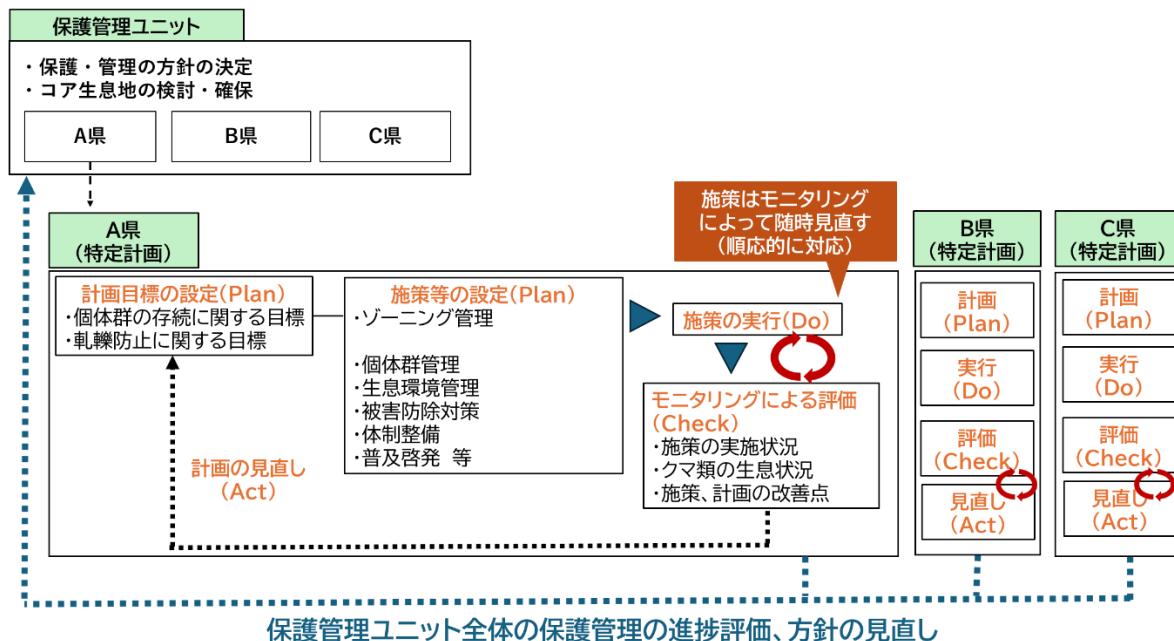
17 2) 特定計画の策定

18 都道府県は、保護管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定する。特定計画では、保護・
19 管理の目標（以下、「計画目標」とする。）を設定した上で、計画目標を達成するために必要な、
20 ゾーニング管理（詳細はP25-27を参照）及び基本的な施策（個体群管理、生息環境管理、被害
21 防除対策）（詳細はP29-31を参照）に加え、これらの施策を適切に運用するための体制整備や
22 普及啓発に関する事項を定める。計画目標と施策は、随時モニタリングによる状況分析を行い、
23 次期計画の改定時には施策の実施状況及び計画目標の達成状況を評価して、計画の見直しを行
24 る。さらに、保護管理ユニット内の都道府県の計画目標の状況、クマの生息状況、軋轢の状況
25 について広域協議会で整理を行い、保護管理ユニットの保護・管理の方針の見直しにつなげる
26 （図IV-2）。

27 なお、特定計画においては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の各施策を運用す
28 る際はゾーンに基づいて実施される（図IV-3）。特に個体群管理については、捕獲行為そのも

1 のが目的化しないために、軋轢の低減のために、捕獲を強化するゾーンを考慮しながら実施する
2 ことが重要である。

3



4

5 図IV-2 保護管理ユニットと都道府県におけるクマ保護・管理の階層構造

6

ゾーン/施策	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●
	個体数管理*	実施しない	●	●
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（5年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）				
生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> 出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 耕作放棄地の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 排除地域への出没ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 耕作放棄地の解消 里地里山林の管理 	里地里山林の管理	<ul style="list-style-type: none"> 広葉樹林の保全・復元 クマ類の生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等） 森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討）
被害防除対策	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵・防護柵等の設置 誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 誘引物（放任果樹等）の管理 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 追い払いの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 追い払いの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 追い払いの実施
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民への注意喚起や対策の指導 被害対策に関する指導 捕獲に関する安全指導 	<ul style="list-style-type: none"> 被害対策に関する指導 捕獲に関する安全指導 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 登山者・観光客等への注意喚起や情報提供
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 捕獲技術者の育成・確保 人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む） 緊急時の対応体制の整備（緊急銃猟等含む） 			

7

*個体数管理のための捕獲（数の調整目的での捕獲等）は管理を目的とした保護管理ユニットで実施される。

8

図IV-3 ゾーニング管理と施策の関係

<特定計画の策定と評価の例・・個体数水準4の例示・・>

計画目標の設定(例)

■軋轢軽減の目標を設定

【例】農作物被害額を2010年度と同程度に抑える。

【例】排除エリア内の出没件数を年間100件程度まで減少させる(5年間の平均)

■軋轢軽減につなげるための目標個体数の設定

【例】個体数を1,500頭程度で維持する

施策の設定(例)

■計画目標達成のために実施する施策(アウトプット)を設定する

項目	現状分析	方針
ゾーニング管理	ゾーンの設定がされてないため、どこで、誰が、どのような施策を、どの程度行うべきかが不明確である。	県内におけるゾーン設定の考え方を明確にする。市町村のゾーニング計画の作成を支援する。
個体群管理	今年度末の生息数は2,000頭程度、自然増加率は1.12と推定。	年間の捕獲率を15%~16%で維持する。排除エリアへの侵入個体は全て捕獲する。管理強化工業では、許可捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業、緩衝地帯では許可捕獲(数の調整)を行い、目標個体数に向けた捕獲は、主に管理強化エリアと緩衝地帯で実施する。
被害防除対策	農作物被害の中心は、夏季のデントコーン、秋季は果樹(リンゴ、ブドウ等)であるが電気柵の普及や適切な管理が進んでおらず被害が多発している。	デントコーン及び果樹への電気柵の設置を支援する。すでに電気柵が設置されている農家では電気柵の管理に関する講習会を実施する。
生息環境管理	A川の河畔林、耕作放棄地を中心 に目撃が多くておりクマの市街地への出没ルートとなっている。同様の環境が他市町村にもあるが対策が進んでいない。	河畔林等において市町村が行う樹木伐採等の支援を行うとともに、耕作放棄地の解消を図る。

【施策の実施状況の確認(例)】

施策	実施状況(初期アウトカム)	収集する情報
ゾーニング 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県のゾーニング管理計画において県全体のゾーン設定の考え方や、市町村におけるゾーニング計画作成のためのマニュアルを作成した。 ・15 市町村がゾーニング計画を作成した。 ・上記を踏まえ、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を実施した。 	ゾーンの設定状況
個体群管理	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年間の捕獲数は 350 頭、300 頭、200 頭、230 頭、220 頭(捕獲率:11%~17.5%) ・管理強化工業での捕獲は 5 割程度だった。 ・捕獲個体は成獣 7 割、うちメス 4 割だった 	捕獲数 捕獲したゾーン 捕獲個体の構成
被害防除 対策	<ul style="list-style-type: none"> ・A 市ではデントコーンを対象に○ha、B 町では果樹を対象に●ha の電気柵を設置した。 ・被害防除対策に関する講習会を 5 年間で 15 回(○市、△市…開催した。 ・C 町をモデル地区に○本のクリを伐採した。 	対策面積 対策実績
生息環境管理	・A 川において河畔林の樹木伐採等を合計○ha 実施した。	事業面積



【計画目標の達成状況の評価(例)】

計画目標	結果(中間アウトカム)	評価指標
農作物被害額を 2010 年度と同程度に抑える。	県全体の農作物被害額は 2010 年度の約 1.1 倍であり、目標は達成しなかったものの被害金額の減少につながった。対策を実施した A 市では被害金額が 8 割減少、B 町では 6 割減少した。	被害金額
排除エリア内の出没件数を年間 100 件程度まで減少させる。	県の排除エリアにおける 5 年間の平均の出没件数は 150 件(前期計画の 8 割程度)であり、減少に転じたものの目標達成には至らなかった。	ゾーン別の出没件数
個体数を 1,500 頭程度で維持する。	推定個体数は 800~1,800 頭(中央値 1,450 頭)であり目標を達成した。	推定個体数

<評価> 農作物被害額は、県全体では目標達成に至らなかったが、電気柵等の対策を行った地域では被害金額の減少につながり、特に果樹への対策が被害金額の減少に効果的であった。ただし、目標個体数への誘導が達成できたものの、排除エリアでの出没件数は目標達成に至らなかった。一方で、A 市では他市町村と比較して管理強化工業での捕獲が多かったこと、A 川の河川敷の樹木伐採やデントコーンへの電気柵の設置の推進等により、出没件数が前期計画の半数程度となった。次期計画では A 市をモデルに対策を進めていく。

1 (2) 広域的な保護・管理の運用

2 1) 広域協議会の運用例

3 ツキノワグマでは、西日本を中心に保護管理ユニットを対象とした広域協議会が設立されて
4 いる（表IV-1）。一部の広域協議会では、保護管理ユニットを対象とした生息数の推定を行い、
5 推定個体数に応じた保護・管理の方針を定め、その方針の下で各県の特定計画を策定する運用
6 がされている。例えば、近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会では、各県の生息
7 数ではなく東中国保護管理ユニットの推定個体数を基に、狩猟による捕獲の禁止・解禁を判断
8 し、各県の特定計画に反映する運用がされている。西中国山地ツキノワグマ対策協議会では、
9 保護管理ユニット全体の推定個体数を基に3県共通の特定計画を作成し、それに基づく保護・
10 管理が進められている。

11
12 表IV-1 ツキノワグマの保護・管理に係る広域協議会

協議会	構成する都道府県	内容
白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域協議会	富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県	白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針（平成21年3月）の作成
北近畿東部地域ツキノワグマ保護管理広域協議会 ^{※1}	福井県・滋賀県・京都府	広域保護管理指針（案）の作成（作成中） 保護管理ユニットを対象とした生息数の推定
近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会 ^{※2}	京都府・大阪府・兵庫県・鳥取県・岡山県	近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理指針（令和3年10月）の作成 保護管理ユニットを対象とした生息数の推定
西中国山地ツキノワグマ対策協議会	島根県・広島県・山口県	保護管理ユニットを対象とした生息数の推定、堅果類の豊凶調査 3県の特定計画の作成
紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会	三重県・和歌山県・奈良県	紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理指針の作成（非公表） 保護管理ユニットを対象とした生息数の推定
四国ツキノワグマ広域協議会	徳島県・香川県・愛媛県・高知県（協議会事務局・運営は中国四国地方環境事務所が中心）	ツキノワグマ四国地域個体群広域保護管理指針（令和2年1月）の作成

13 ※1 近畿北部保護管理ユニットのうち、東部の地域が含まれる。

14 ※2 近畿北部保護管理ユニットのうち、西部の地域が含まれる。

15
16 2) 広域的な保護・管理を進めるための国の支援

17 2024（令和6）年4月にヒグマ及びツキノワグマ個体群（四国を除く）が指定管理鳥獣に指
18 定されたことに伴い、地方公共団体が行うクマの捕獲や出没防止対策等について、指定管理鳥
19 獣対策事業交付金により支援を行っているところ。なお、本交付金を活用して実施する事業の
20 地方公共団体負担分については特別交付税が措置される。さらに、本交付金では、協議会にお

1 けるクマの広域的な・保護管理の方針の検討・策定に係る経費について、定額の上限を引き上
2 げるなど都府県への交付割合と比較して高い水準で支援している(2025(令和7)年度末時点)。
3 また、本交付金の交付対象経費と同様の対策であって地方公共団体の単独事業についても、
4 特別交付税が措置される。

5

6 3) 広域的な保護・管理の利点

7 保護管理ユニットを単位とした広域的な保護・管理の利点は以下が挙げられる。特に保護管
8 理ユニット内の都道府県は、国の交付金等を活用し、連携を図りながら広域的な保護・管理を
9 進めていくことが望ましい。

- 10 □ 都府県での推定値の重複がなくなることや調査地を幅広く設定できることで、推定個体
11 数の精度向上が見込まれる。また、複数の都府県が連携することでモニタリングに係る
12 費用の分担や予算の確保がしやすくなることが期待できる。
- 13 □ 都府県単体の状況から判断しづらい施策（例：狩猟の解禁、個体数の調整の判断など）
14 について判断材料を増やすことができる。
- 15 □ 隣接した都府県との情報共有を図りやすい。
- 16 □ 都府県境部などの行政界に跨る地域での調査や施策が行いやすい。
- 17 □ 複数の都府県が連携することで、1つの都府県の担当者が異動した際も適切な施策を継
18 続して進めることができる。
- 19 □ 保護管理ユニットの個体群管理の方針に基づき、単独の都府県のクマの生息状況だけで
20 なく、保護管理ユニット全体での生息状況に応じた捕獲の対応が可能となり、捕獲に対
21 する社会的理解が得やすくなる。

22

23 (3) 特定計画の運用のポイント

24 1) ゾーニング管理

25 ① 広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニング

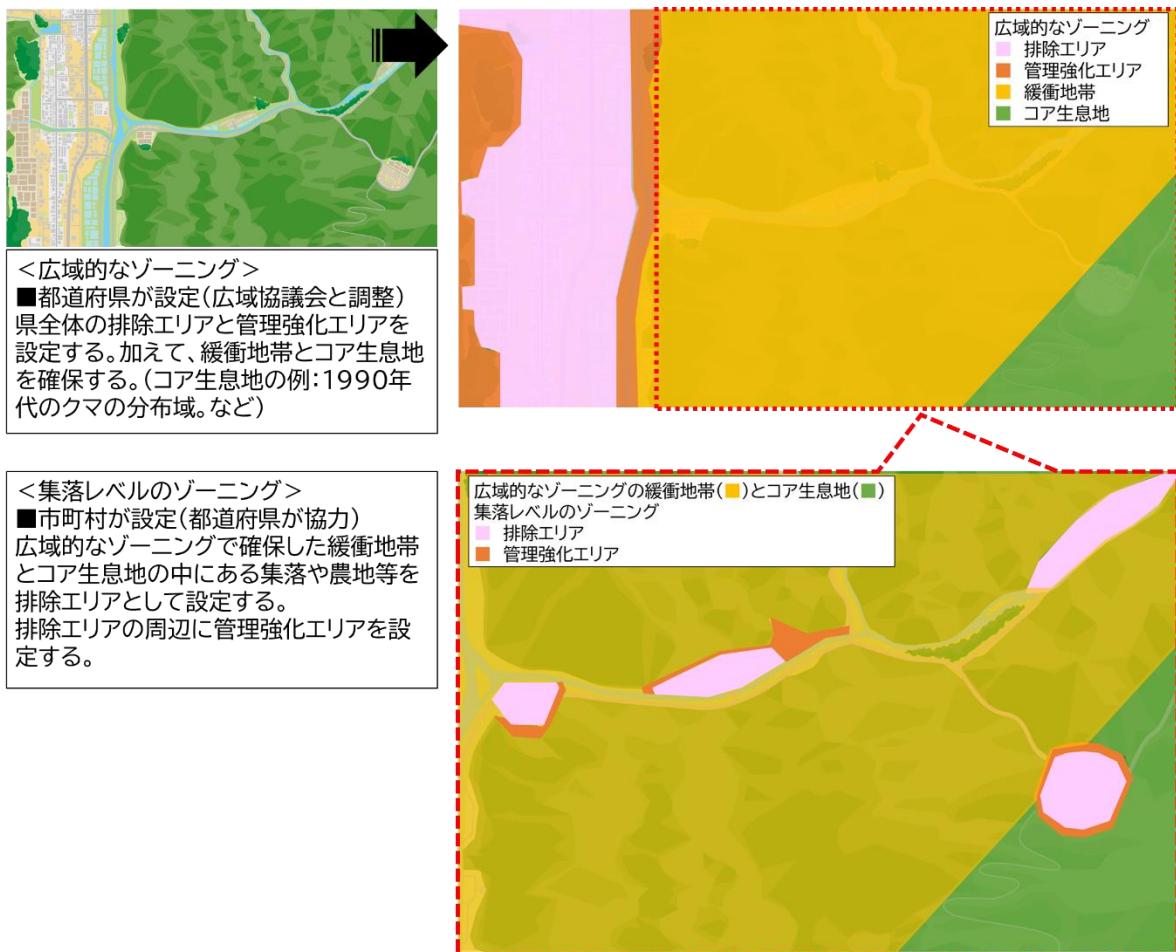
26 ゾーニング管理は、「広域的なゾーニング」と「集落レベルでのゾーニング」の2つの空間ス
27 ケールに分けて考える。(図IV-4)

28 広域的なゾーニングは、都道府県内のクマの分布域を管理する目的で行う。保護管理ユニッ
29 トで検討した「コア生息地」に加え、都道府県の大規模な市街地や農地等が連続する地域を
30 「排除エリア」、排除エリアの周辺部に「管理強化エリア」を設定するといった、クマの分布域
31 の管理に向けた方針を都道府県が決定する。

32 集落レベルのゾーニングでは、広域的なゾーニングにおいて確保された「コア生息地」及び
33 「緩衝地帯」の中に存在する集落や農地などを「排除エリア」、「排除エリア」の周辺を「管理
34 強化エリア」として設定し、「管理強化エリア」では排除エリアへのクマの侵入や周辺部での定
35 着の防止を目的とした積極的な対策を行う。集落レベルのゾーニングは、市町村が地域の関係
36 者と連携して設定する。また、都道府県は集落レベルのゾーニングが設定されるよう支援する。

37

38



図IV-4 広域的なゾーニングと集落レベルでのゾーニングのイメージ

② 集落レベルでのゾーンの設定方法（市町村におけるゾーニング管理計画の作成）

2022（令和4）年度から2024（令和6）年度にかけて環境省が6道県のモデル地区を対象に実施した「クマの出没対応構築事業における成果報告集」では、本ガイドラインで示す集落レベルのゾーニングにおける排除エリア及び管理強化エリアを導入する際の手順を以下のように整理している。なお、本手順では現地調査等を踏まえて地域の状況を詳細に把握するなどを行っているが、地元の情報に精通している市町村等がゾーニング管理を導入する際などは、必ずしも全ての手順を踏まないと導入できないわけではない。また、クマによる被害を防ぐためには、早急な対策の実施が必要な場合は、被害の状況に適した対策を実施していきながら、ゾーニング管理の導入・運用も進めていき、必要に応じて区分等の見直しを図っていくような順応的な進め方も可能である。

- 1 □ 既存情報の収集と分析
クマの目撃、被害、捕獲に関する情報と土地利用（例：国土数値情報等）を集約して図やGIS等を用いた可視化を行い、クマの目撃・被害発生等の位置と市街地から距離を分析し、現地調査や管理強化エリアを設定する際の幅の参考として整理する。
- 2
- 3 □ 現地調査による状況の把握
可視化した情報を基に現地調査（踏査による痕跡・環境調査、対策の実施状況、自動撮影カメラ等を用いた動物の利用状況の把握等）を行い情報の整理を行なう。
- 4
- 5 □ ゾーニング管理案の作成
既存情報、現地調査の結果を基に、排除エリアへの侵入リスクが高い場所や市街地等の周辺部で対策を重点的に実施する場所（特定の地点や一定の幅）を抽出し、ゾーニング管理案（主に、排除エリアと管理強化エリア）を整理する。
- 6
- 7 □ 地域との意見交換とゾーニング管理案の調整
作成したゾーニング管理案を基に、ゾーニング管理の対象となる地域と意見交換を行い出没リスクの認識を地域と共有するほか、排除エリア等の区分を地域とすり合わせ、すみ分けを図るための目標、実行する対策、行政や住民の役割分担について調整し、現実的に運用可能なゾーニング管理計画を作成する。
- 8
- 9 □ ゾーニング管理計画の運用と見直し
作成したゾーニング管理計画に基づき、ゾーニング管理を運用するとともに、設定したゾーンは定期的な見直しを図っていく。
- 10
- 11 ③ 管理強化エリアの運用
排除エリアへのクマの侵入や市街地等の周辺部へのクマの定着を防ぐ目的で、排除エリアの周辺で捕獲、被害防除等の対策を強化する管理強化エリアを設定する。なお、管理強化エリアは市街地等から一定の幅（例：排除エリアから林縁に100mの範囲内）や特定の場所（例：奥山から緩衝地帯を通り抜けて市街地等まで続いている河川等）など、地域の状況に応じて柔軟に設定することが可能である。また、管理強化エリア内においても、特定計画で示す管理の目標に合わせて優先度をつけた対策を実施することが可能である（管理強化エリア内のA地区は〇年に捕獲事業で20頭捕獲する、B地区は□年に放任果樹伐採を5本行うなど）。
- 12
- 13 2) 個体群管理
① 保護管理ユニットの個体数水準と個体群管理の方針
クマの個体群管理の方針は保護管理ユニットの個体数水準に応じて定めており（表IV-2及び3）、個体数水準1及び個体数水準2では、問題個体の管理を中心に行なうとともに、捕獲数を捕獲上限数の範囲内で管理する。なお、個体数水準2の保護管理ユニットのうち、管理を目的とする場合は、捕獲上限数を自然増加率の範囲内で設定できるとともに、第二種管理計画を作成

1 することで個体数管理を実施することが可能である。
2 一方で、個体数水準3及び4など管理を目的とする保護管理ユニットでは、軋轢の低減を目的として目標個体数を設定し、目標個体数に向けた捕獲を実施する。その場合は、問題個体の管理に加えて、目標個体数に向けて個体数管理を進めることが必要である。

3 なお、個体群管理はゾーニング管理と合わせて考えることが重要であり、排除エリアへの出没防止などを目的に捕獲を実施する場合は、管理強化エリアを中心に個体数管理を実施することが効果的である。管理強化エリアで実施する捕獲のみでは、目標個体数まで減少させることができない場合は、緩衝地帯においても個体数管理を実施する。

4

5 表IV-2 保護を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	—	実施しない	実施しない	実施しない

6 ※いずれのゾーンにおいても捕殺は最小限とし、放棄等を検討する。また、問題個体の管理による捕殺数及びその他人為的要因による死亡数は捕獲上限数以下に抑えるよう努める。

7

8 表IV-3 管理を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	—	●	●	実施しない

9 ※狩猟による捕獲はゾーン区分に関わらず、狩猟が禁止されていない区域で行われる。

10

11 ② 捕獲上限数の設定

12 個体数水準1及び2の保護管理ユニットでは、狩猟による捕獲数、許可捕獲数（被害防止捕獲、数の調整捕獲など）、緊急銃猟による捕獲数、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数、交通事故等による人為的な死亡数の総計が、第一種保護計画又は第二種管理計画で定める捕獲上限数の範囲内となるように管理を行う。なお、数の調整捕獲と指定管理鳥獣捕獲等事業は、第二種管理計画を作成していない限りは実施できない。

13 保護を目標として個体数の回復や分布域の拡大を目指す場合は、個体数水準1では総個体数の3%以下、個体数水準2では5%以下として、年間の捕獲上限数を設定する。

14 個体数水準2の保護管理ユニットのうち管理を目的とする場合は、軋轢の低減を目的として第二種管理計画を作成し、捕獲上限割合を自然増加率以下で設定してもよい。クマの自然増加率は、環境省自然環境局生物多様性センター（2011）によると、ヒグマで中央値16.5%、ツキノワグマ：中央値14.5%とされている。ただし、自然増加率は、環境等の要因により地域で異なっていると考えられることから、保護管理ユニットあるいは都道府県で自然増加率を推定している場合は、その値を基準に捕獲上限数を設定する。

15 なお、捕獲上限数は単年度又は複数年度で設定する両方の方法が選択可能である。複数年度の管理では、単年度の捕獲上限数に達した場合も、管理が必要な個体がいた場合は捕獲が可能となる。また、捕獲上限割合は、特定計画の期間内で一定である必要はなく、平常年と大量出

1 没年で捕獲上限数を変えるなど、軋轢の状況を想定しながら設定することも可能である。

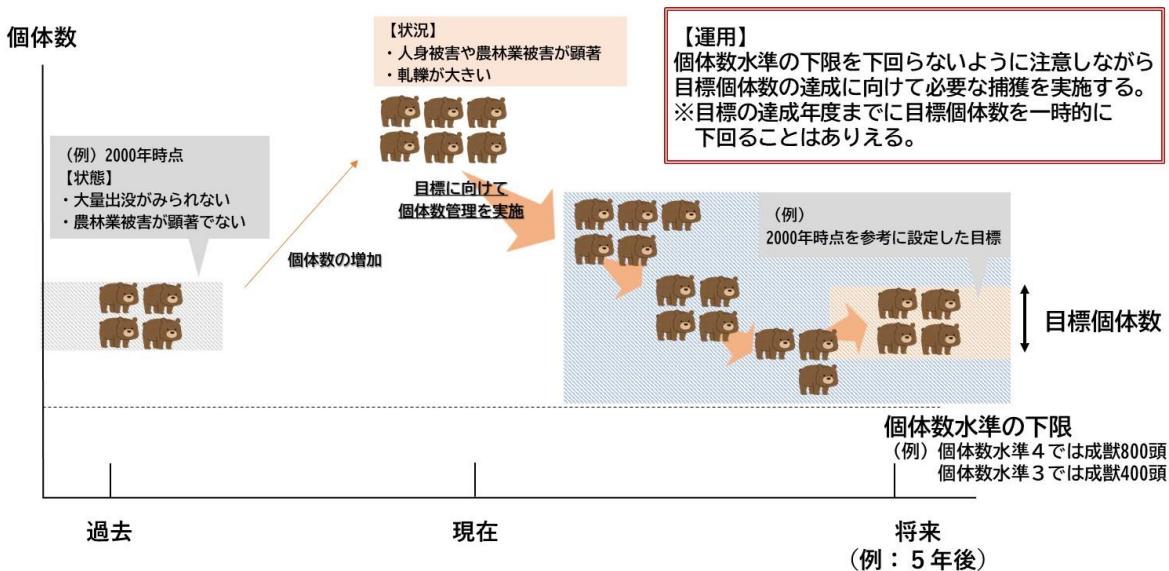
2

3 ③ 目標個体数の設定

4 管理を目的とする保護管理ユニットでは、人とクマの軋轢を軽減するために、第二種管理計
5 画で目標個体数を定めて捕獲を実施する。個体数水準3の保護管理ユニットは個体数水準3を
6 維持できる範囲、個体数水準4は個体数水準4を維持できる範囲を原則として、広域協議会で
7 保護管理ユニットの目標個体数を定めた上で、都道府県は第二種管理計画の目標個体数を設定
8 する。ただし、近年の分布域の拡大や個体数の増加に伴い個体数水準3から個体数水準4に変
9 更となった保護管理ユニットなど、軋轢を軽減するために個体数水準3の個体数とする場合は、
10 目標個体数を個体数水準3の範囲で設定してもよい（図IV-5）。その場合は、捕獲の強化によ
11 って地域個体群の安定的な維持が妨げられないようにするため、モニタリングによって個体群
12 の動態を定期的に把握しておくことが必要である。

13 なお、これまでに都道府県ごとに個体数推定を行っていたことから、推定個体数がわからな
14 い保護管理ユニットが存在していたり、同一の保護管理ユニット内でも調査方法等が異なって
15 いた。そのため、環境省では都道府県と連携して全国統一的な手法で保護管理ユニットごとに
16 個体数推定を実施する。第二種管理計画で定める目標個体数は、保護管理ユニットの個体数推
17 定の結果も踏まえ、広域協議会で定める保護管理ユニットの目標個体数と調整を図った上で設
18 定する。環境省による全国統一的な手法による調査に加え、実態に即した保護管理を実施して
19 くためには、都道府県においても環境省と連携して個体数推定や密度等の調査を行っていくこ
20 とが望ましい。

21



22

23 図IV-5 目標個体数の設定と捕獲の運用方法のイメージ（例）

24

25 ④ 捕獲の区分

26 問題個体の管理及び個体数管理は、許可捕獲（被害防止捕獲、数の調整捕獲など）や指定管
27 理鳥獣捕獲等事業などを活用して実施される。

1 狩猟による捕獲は、狩猟が禁止されていない区域であればいずれのゾーン区分においても実
2 施可能である。鳥獣保護管理法第14条（第二種管理計画に係る特例）に基づき、第二種管理計
3 画の達成を図るために特に必要であるときには、休猟区の全部または一部について捕獲等をす
4 ることができる区域を指定すること、狩猟期間の範囲内で期間を延長することができる。その
5 ため、クマとの軋轢が恒常に発生している都道府県では、クマと人との緊張関係を再構築す
6 るために、狩猟期間の延長等を行うことも検討する。狩猟期間を春期まで延長することや、春
7 期に許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこと（春期管理捕獲）は、個体の痕跡を発見し
8 やすい残雪期の捕獲が実施できることや、冬眠明けの個体に警戒心を持たせることに加え、春
9 期の捕獲技術を狩猟者の間で継承し、人材を育成していく観点がある。狩猟期間の延長や春期
10 管理捕獲の実施は、これらも考慮した上で検討を行う。

11 なお、緊急銃猟は、その性質上、問題個体の管理を目的として実施されることから、本ガイ
12 ドラインにおけるゾーン区分に関わらず、緊急銃猟の条件を満たせば、いずれのゾーンにおい
13 ても可能である。

14 15 3) 被害防除対策及び生息環境管理

16 市街地等への分布拡大や個体の定着を防止するためには、適切な規模まで個体数を減少させ
17 るとともに、クマの誘引物の管理や出没防止のための生息環境管理も同時に進めていく必要
18 がある。これらは、ゾーニング管理において設定した管理強化エリア及び排除エリアを中心に
19 実施する。

20 排除エリアでは、人身被害の防止に加え、放任果樹の管理、農作物被害の防止対策、クマの
21 隠れ場となるヤブの刈払い等を行う。人身被害の防止のためには排除エリアにクマを侵入させ
22 ない対策を徹底する。排除エリアでは、市街地等の中や林縁部にあるカキ及びクリ等の誘引物
23 となる放任果樹を確実に管理するほか、飼料作物、野菜、果樹、養蜂箱などクマの被害が発生
24 しやすい農作物等を電気柵等により防除する。特に果樹は、林縁部に接して栽培されることも
25 多いため、排除エリアと接する林縁部（管理強化エリアや緩衝地帯）へのクマの定着や利用の
26 増加を防ぐためにも、クマに餌場として認識させない対策をとることが非常に重要である。

27 さらに、管理強化エリアでは、クマの定着や排除エリアへの侵入を防ぐ対策を進める。排除
28 エリアと同様に、管理強化エリア内に人間活動に起因する誘引物がある場合は取り除くほか、
29 森林から市街地等に連続的にのびる緑地（河川敷、河畔林、段丘林、防風林、都市公園等）な
30 どの樹木の伐採及び下草の定期的な刈払い等の生息環境管理を行う。

31 32 4) 施策を評価するモニタリングの指標

33 作成した特定計画はモニタリングによって評価する。評価にあたっては、計画で定めた施策
34 を適切に実施できたかと、実施した施策が計画目標（アウトカム目標）の達成につながったの
35 かを別々の指標を用いて評価する。

36
37
38
39

表IV-4 施策の実施と計画目標の達成を評価する指標（例）

項目	内容	指標
実施状況の評価	ゾーニング管理	・ゾーンの設定状況(広域、集落レベル) ・ゾーンでの対策状況
	個体群管理	・捕獲状況(捕獲個体の位置、数、方法、性齢区分)
	生息環境管理	・刈り払い等の事業の実績 ・人工林の針広混交林化の実績
	被害防除対策	・誘引物等の管理実績 ・電気柵等の設置実績
	体制整備	・訓練等の体制整備事業の実績 ・出没対応マニュアルの作成・改訂の状況
	普及啓発	・研修会等の実績 ・注意喚起等の状況
計画目標の達成状況の評価	軋轢の状況	・出没状況(ゾーン別) ・人身被害状況(ゾーン別) ・農林水産業被害の発生状況(種類、被害額、面積等) ・被害意識(アンケート調査等)
	地域個体群の維持	・推定個体数 ・個体群動態(年齢・性別比、繁殖率等の推移等) ・分布状況(分布域・面積・連続性等) ・森林の様態

1 V. 特定計画の記載項目

2 (1) 計画の名称と考え方

3 特定計画は、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と
4 鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものである。

5 鳥獣保護管理法では、生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少
6 鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の
7 保護を図るために特に必要があると認めるときは「第一種特定鳥獣保護計画」、生息数が著しく
8 増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、管理を図るために特
9 に必要があると認めるときは「第二種特定鳥獣管理計画」を定めることができるとしている。

10 クマの特定計画では、都道府県内ののみの生息状況に着目するのではなく、当該クマが属する
11 保護管理ユニット全体の生息状況等を勘案し、第一種保護計画又は第二種管理計画を作成する。

13 (2) 保護・管理すべき鳥獣の種類

14 ヒグマ又はツキノワグマを対象とする。

16 (3) 計画の期間

17 原則として3～5年間程度とする。特定計画の上位計画となる鳥獣保護管理事業計画との整
18 合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定する。また、保護管理ユ
ニット単位で広域保護管理指針等を作成している場合は、特定計画と広域保護管理指針等の計
20 画期間の整合を図って作成することが重要である。

21 なお、計画の有効期間内であっても、計画の対象となる鳥獣の生息状況や社会的状況に大
22 きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を行う。

24 (4) 保護・管理が行われる区域（対象地域）

25 計画の対象区域は、都道府県内でクマが分布する地域とする。対象区域のうち、クマが定着
26 し恒常に生息している地域（例：捕獲等の情報により繁殖可能な成獣メス等が確認されてい
27 る地域）と、恒常的な生息や定着の有無は不明だが分布が確認されている地域（例：毎年では
28 ないが数年に1度程度の頻度でオスや亜成獣個体などが単発的に確認されている地域）では、
29 必要な施策が異なることから、クマが恒常に生息している地域と恒常的ではないが分布がみ
30 られる地域とを分けて整理しておくことが重要である。

31 また、都道府県内に複数の保護管理ユニットが含まれる場合は、一つの計画の中で保護管理
32 ユニット及び対象地域を示し各ユニット毎に計画目標や施策等を設定する（表V-1）。

33

34

表V-1 都道府県内に複数の保護管理ユニットが含まれる場合の表記の例

計画名称	保護管理ユニット	市町村	地区	計画目標	施策
A 県第二種 管理計画	○○ユニット	○市、●町	○川東部	…	…
	△△ユニット	△市、▲町	○川西部	…	…
	■■ユニット	□市	◇半島	…	…

3 (5) 現状の分析

4 クマ関連の現状に関するデータを収集し、整理した内容から現状を分析する。現状に関する
 5 データのうち、クマの出没状況（目撃情報、痕跡情報、捕獲情報等）、生息環境の状況（堅果類
 6 の豊凶状況等）、人身被害の状況（被害件数、被害人数、被害の内容等）、農林水産被害の状況
 7 （被害面積、被害量、被害の種類等）、市街地等及びその周辺部の誘引物の状況（放任果樹等）、
 8 被害防止に向けた施策の実施状況（出没抑制対策、被害防止対策、捕獲等）等については毎年
 9 必ず収集し、現状整理を行う。また、可能な限り、毎年、クマの生息の動向（密度の増減等）
 10 を示すデータを収集し、捕獲等の情報と合わせて分析を行う。特定計画の見直し及び計画の中
 11 間評価の時期には、クマの生息状況（分布域、推定個体数等）に関するデータを収集し、計画
 12 期間内のクマの生息状況を分析する。

14 (6) 現状の評価と課題の抽出

15 整理した現状から、施策の実施状況と計画目標の達成状況を評価し、施策と目標に対する課
 16 題と改善点を整理する。評価にあたっては、毎年収集するデータ（目撃等情報、捕獲情報、被
 17 害情報、施策の実施状況）を基に、毎年実施する施策に改善につなげる。また、特定計画の見
 18 直しまたは計画の中間時に生息状況と実施した施策全体の評価を行い、計画目標や方針の見直
 19 しを図ることが重要である。なお、設定した施策を実施したが、目標達成につながっていない
 20 場合は、実施する施策の内容や規模等に関する改善点を整理する、又は計画目標の見直しを図
 21 る等を行い、次期計画に反映させる。

23 (7) 第一種特定鳥獣の保護／第二種特定鳥獣の管理の目標

24 クマの保護・管理の目的は、将来にわたって地域個体群を安定的に存続させるとともに、人
 25 とクマとの軋轢を軽減することである。特定計画では、この目的に基づいて、保護又は管理の
 26 目標を設定する。

27 鳥獣保護管理法では、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を
 28 図る観点から、鳥獣の生息数を適正な水準に増加又は維持、若しくは生息地を適正な範囲に拡
 29 大又は維持することを「保護」とし、鳥獣の生息数を適正な水準に減少、若しくは生息地を適
 30 正な範囲に縮小させることを「管理」としている。第一種保護計画では、生息数又は生息地の
 31 拡大や維持の目標を、第二種管理計画では、地域個体群の安定的な存続が妨げられないことを
 32 前提に、生息数や生息地を適正な状況に減少させるための目標を設定する。

34 (8) ゾーニング管理に関する事項

35 クマの特定計画においては、広域レベルと集落レベルのゾーニングの2つスケールでのゾー

1 ニング管理を設定する。広域レベルのゾーニングでは、クマの分布管理を踏まえ、都道府県ス
2 ケールでの「コア生息地」、「緩衝地帯」を確保するとともにクマの分布域の管理に向けた方針
3 を設定する。市町村は主に「排除エリア」と、「排除エリア」の周辺にはクマの侵入防止等の対
4 策を強化するための「管理強化エリア」を設定する。

5 集落レベルのゾーニングでは、広域的なゾーニングにおいて確保した「コア生息地」及び「緩
6 衝地帯」の中に存在する集落や農地等を「排除エリア」とし、「排除エリア」の周辺に「管理強
7 化エリア」を設定する。

8 なお、広域レベルのゾーニングにおける「コア生息地」は、広域協議会で検討した保護管理
9 ユニット単位で確保するクマの生息域であり、自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域、
10 鳥獣保護区の特別保護区等の生物多様性の観点から重要な場所や、従来からクマが生息してい
11 るクマの生息にとって重要な地域、クマの放獣地として適した場所等を参考に確保する。

12

13 (9) 個体群管理に関する事項

14 1) 個体群管理の考え方

15 クマの個体群管理は、「問題個体の管理」、「個体数の管理」の2つの目的で行なう。個体数水
16 準1及び2の保護管理ユニットでは、地域個体群の回復が主要な目的であることから、個体数
17 水準ごとに示された数値を基準に捕獲上限割合を定めて、問題個体の管理を中心に捕獲を実施
18 する。

19 軋轢の低減が主要な目的となる個体数水準3及び4の保護管理ユニットでは、軋轢の発生を
20 軽減するために必要な個体数まで減少させることを管理の目標として、個体群管理を行う。第
21 二種管理計画においては、許可捕獲（第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的、鳥獣
22 による生活環境・農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的等）及び指定管理鳥獣捕獲等
23 事業を組み合わせて、目標とする個体数の達成を目指す。

24 なお、緊急銃猟は、特定計画の作成の有無や特定計画で定めるゾーニング管理のゾーン区分
25 に影響されず、緊急銃猟で定める人の日常生活圏において緊急的に実施される捕獲である。そ
26 のため、個体数の管理のための捕獲には含まれないが、人の日常生活圏内における緊急的に銃
27 猟が必要となった経緯や結果等の緊急銃猟の実施状況について記録しておく必要性について、
28 特定計画で整理しておくことが重要である。

29

30 2) 第二種管理計画における特例

31 クマの第二種管理計画を作成している場合は、鳥獣保護管理法第14条に基づき、捕獲等に関
32 して以下の措置が可能である。

- 33 □ 鳥獣保護管理法第34条第1項の規定により指定した休猟区の全部又は一部について、捕
34 獵等をすることができる区域を指定することができる。
- 35 □ 鳥獣保護管理法第11条第2項で狩猟期間が限定されている場合は、狩猟期間の範囲内で、
36 限定した狩猟期間を延長することができる。
- 37 □ 鳥獣保護管理法第12条第1項により規定した狩猟による捕獲等の禁止又は制限の全部又
38 は一部を解除することができる。

1 3) 指定管理鳥獣対策事業交付金

2 2014（平成26）年の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により
3 指定管理鳥獣捕獲等事業制度が創設された。指定管理鳥獣とは、集中的かつ広域的に管理を図
4 る必要があるものとして、環境大臣が定めた鳥獣であり、クマは2024（令和6）年にヒグマ及
5 びツキノワグマ地域個体群（四国を除く）が指定管理鳥獣として指定された。クマにおいては、
6 指定管理鳥獣対策事業交付金のうち、以下の事業が対象となる（2026（令和8）年2月現在）。

【指定管理鳥獣対策事業交付金のうちクマ対策に関する事業】

●鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

●クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

※都道府県において事業を実施する場合、クマの特定計画を既に策定している又は策定されることが確実と見込まれることが必要。

※交付金を活用して実施する事業のうち地方公共団体負担分については特別交付税が措置される。また、本交付金の交付対象経費と同様の対策であって地方公共団体の単独事業についても、特別交付税が措置される。

7

8 4) 指定管理鳥獣捕獲等事業

9 鳥獣保護管理法第7条の2第2項5号では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、第二種管理計画において指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に係る事項を記載することが定められている。指定管理鳥獣捕獲等事業は、個体群管理の目標の達成を目的として実施される事業である。そのため、第二種管理計画では、計画目標の達成に向けて指定管理鳥獣捕獲等事業が担う役割を位置づけて、計画的な捕獲等事業を実施することが重要である。

10 なお、指定管理鳥獣捕獲等事業では、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めることとなっている。

- 一 指定管理鳥獣の種類
- 二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間
- 三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域
- 四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
- 五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容
- 六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制
- 七 住民の安全を確保し、または指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- 八 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

1 (10) 生息地の保護・整備、被害防除対策、出没対応に関する事項

2 本ガイドラインでは、人とクマとの軋轢を解消する方法のひとつとして、クマの個体数を管
3 理する考え方を新たに取り入れた。ただし、生物多様性等の観点から、クマの地域個体群の保
4 全は必須であることから、いずれの個体数水準の保護管理ユニットにおいても、クマ生息地の
5 保護を図るために生息地の整備が重要である。同時に、排除エリアにクマが侵入しないような
6 生息環境管理と被害防除対策を実施するともに、クマが出没した場合に向けた体制整備を図る
7 ことが重要である。

8 なお、2025（令和7）2月に鳥獣保護管理法の一部が改正され、鳥獣保護管理法第3条第1
9 項に基づく基本指針及び同法第4条第1項に基づく鳥獣保護管理事業計画の記載事項にそれぞ
10 れ追加された。（2027（令和9年）4月施行）趣旨も踏まえる。

13 1) 生息地の保護・整備

14 クマの生息地の保護・整備は、ゾーニング管理における「コア生息地」及びコア生息地に近
15 い「緩衝地帯」が対象となる。生息地の保護・整備では、生息地となる森林環境の保全、生息
16 地の連続性の確保、保護区等の配置の検討等があげられる。なお、生息地の保護・整備は、個
17 体数水準1及び2の保護管理ユニットで特に重要である。生息地の連続性の確保が必要な場合、
18 ゾーン区分をする際にコア生息地を分断しないような設定が必要となる。

20 2) 被害防除対策

21 被害防除対策はゾーニング管理におけるいずれのゾーンにおいても重要である。基本指針に
22 おいては、被害防除対策として防護柵等による予防、追い払い、誘引物の適切な管理等があげ
23 られている。また、クマによる被害では、人身被害の防止が最も重要な対策である。そのため、
24 侵入防止柵等を設置することで、排除エリアへのクマの侵入を防止ことも重要である。

26 3) 出没対応に関する事項

27 クマの出没対応にあたっては、出没場所が山林内か市街地等であるかにより大きく対応が異
28 なる。特に、クマが市街地等へ出没した場合は、人身被害を防止するために、通報から対応に
29 至るまで迅速な情報伝達が不可欠であるとともに、早急かつ適切な対応の実施が必要とされる。
30 市街地等での出没対応は、市町村が中心となって対応することとなるが、捕獲者や警察などの
31 関係機関と市町村が円滑に情報共有・連携が行えるような体制整備や支援を行うことが重要で
32 ある。

33 人の日常生活圏にクマ等の危険鳥獣が出没した場合に銃猟を行なう緊急銃猟では、実施に当
34 たって法令で定める複数の手続きがあることから、必要な手続き等について、関係者間で理解
35 を深め共通認識を持っておく必要がある。そのため、平時から、出没対応に係る関係機関との
36 協議の場を定期的に持つほか、模擬訓練をとおして各機関の体制や役割について認識を深めて
37 おくなど、出没対応に向けた体制整備を図っておくことが重要である。

39 (11) その他保護・管理のために必要な事項

1 1) 環境部局・関係機関との連携

2 都道府県や市町村においては、部局によって担当する獣種が異なることや、捕獲、農地等への被害対策の支援、森林管理、河川管理等の担当部局が異なることから、クマを担当する鳥獣行政部局は関連する部局（農政、森林、河川や土木等）と適切な連携を図り、特定計画に基づいた施策を実行していくことが重要である。

3 クマの市街地等への出没防止のため人とクマのすみ分けを実現するためには、対策パッケージで示された関係省庁が連携した支援をもとに進める。

4
5 2) 人材の育成と配置

6 特定計画に基づくクマの保護管理を適切に進めていくためには、施策を実行する人材と体制づくりを進めることが重要である。必要な人材では、専門的な知識の下に特定計画の作成・実行に係る人材、関係者の調整を担う人材、捕獲等に係る人材等があげられるが、これらの人材を育成する体制づくりが重要である。

7
8 ① 特定計画の作成・実行に係る専門人材

9 都道府県においてクマの保護・管理に関する担当者は、特定計画の作成、特定計画に基づく事業の実施、評価の方法について十分な知識を有することが重要である。そのため、国や都道府県、研究機関等が実施する研修会、大学が実施するコアカリキュラムなどの体系的な専門教育を受講し、最新の知識と技術の習得と向上を図ることが重要である。加えて、都道府県は研修会の開催や専門家の派遣等により市町村が実施する対策の支援を行うほか、鳥獣の専門職員を配置するように努めること。

10
11 ② 地域での対策実施を担う専門人材

12 特定計画の目標を達成するためには、特定計画に基づき、現場においてきめ細やかな対策を実施する必要がある。そのため、市町村単位や複数の隣接する市町村単位で、適切な対策を実施したり地域住民へ対策の方法を指導・普及したりする人材が不可欠である。都道府県の出先機関に配置する場合や市町村に配置する場合があるが、都道府県はそのような人材の確保や配置、指導等の支援を行う。

13
14 ③ 捕獲技術者

15 クマは他の鳥獣と比較して、捕獲を実施する際の危険が大きいため、クマの捕獲や放棄に関する正しい知識と技術を持った捕獲者を都道府県内に育成することが必要である。特に、市街地等でクマの捕獲を実施する場合は、クマの生態のみならず銃刀法や鳥獣保護管理法等の関係法令に関する正しい知識が必須である。都道府県は、それらの技術を持った捕獲者を育成するために、研修会や技術を確認するための講習会等を定期的に開催することが望ましい。②と兼任することも可能である。

16
17 2) 普及啓発

18 クマの適正な保護・管理を進めるためには、関係機関や関係団体、地域住民等の理解や協力

1 が不可欠である。そのためには、クマに関する正しい知識や特定計画に関する理解を深めるた
2 めの普及啓発を行うように努める。また、出没や被害に関する情報発信をすることで、被害を
3 未然に防ぐように促すことも同様に重要である。

4

5 3) モニタリング

6 特定計画を順応的に実施していくためには、モニタリングによる評価と見直しを図っていく
7 のが必須である。特定計画におけるモニタリングでは、「(5) 現状の分析」で示すデータを基
8 本として収集し、毎年積み重ねたデータ（目撲件数、捕獲数、被害件数・量・内容、施策の実
9 施状況）とクマの生息状況（分布状況、推定個体数）から、計画目標の達成状況の評価を行う。
10 また、モニタリングが適切に継続できるように、収集したデータを蓄積・管理する環境や体制、
11 外部機関を含め蓄積したデータを適切に扱える人材の確保などの体制整備も同時に必要である。

12

13 4) 錯誤捕獲対応の実施体制

14 錯誤捕獲が発生するおそれがある場所ではわなを設置しないことはもちろんであるが、近年
15 も錯誤捕獲された個体を放棄しようとした際に攻撃を受け、人身被害が発生している事例がみ
16 られることから、他の獣種の捕獲等を行う際に、クマが錯誤捕獲されるおそれがある場合には、
17 錯誤捕獲を防止するための対策及び錯誤捕獲された個体に対して安全に対応できる体制（放棄
18 の作業に伴い人身被害が発生するおそれがある場合には緊急的に捕殺することを含む）を整備
19 しておくことが必要である。

20 特定計画では、錯誤捕獲を防止する措置とともに、錯誤捕獲が発生した場合に、迅速かつ安
21 全に対応できるように、事前の体制の構築等について記載する。なお、人の日常生活圏でクマ
22 が錯誤捕獲された場合には、制度上、緊急銃猟の対象となり得る。

23

24 5) 先進技術の活用

25 他の鳥獣と同様に、近年クマについても、センサーダブル、ICT、AI、ドローン等の先進技術
26 を活用した調査、出没防止対策、捕獲等が行われるようになってきており、積極的に活用して
27 いくことが重要である。なお、センサーや ICT を活用したはこわなによる捕獲については、遠
28 隔でわなの状況や機材が正常に稼働しているかを確認できる場合は、現地における見回りは毎
29 日でなくても構わない。

30

31

VI. 参考文献・資料

- 環境省. クマに関する各種情報・取組「出没情報・人身被害件数・捕獲数（速報値）」.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>
- 環境省. クマ被害対策施策パッケージ.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-counterplan.pdf>
- 環境省. 2016. 住居集合地域等における麻醉銃の取扱いについて.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/masuijyu.pdf>
- 環境省. 2020. レッドリスト2020. 哺乳類.
- 環境省. 2021. クマ類の出没対応マニュアル改定版一
https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/pdfs/manual_full.pdf
- 環境省. 2025. クマ類の出没対応体制構築事業の成果報告集－クマ類の出没と防止の円滑な対応に向けて－.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/seika.pdf>
- 環境省自然環境局. 2025. 令和6年度クマ類の出没に対応する体制構築及びクマ緊急出没対応業務報告書.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2004. 第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 哺乳類分布調査.
- 環境省自然環境局生物多様性センター. 2019. 中大型哺乳類分布調査報告書.
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室. 2025. 緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort15/doc/guideline.pdf>
- 環境庁. 1981. 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（哺乳類）全国版.
- 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会. 2021. 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護指針.
- クマ類保護及び管理に関する検討会. 2024. クマ類による被害防止に向けた対策方針～クマとの軋轢の低減に向けた、人とクマのすみ分けの推進～.
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-prevention-all.pdf>
- ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会. 2020. ツキノワグマ四国地域広域保護指針.
- 農林水産省. 農作物被害状況「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」.
https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hogai_zyoukyou/index.html